

広報

～地域をつなぐ情報紙～

# いわくら

2024

4月号

No.1178

特集

保護樹

・保護樹林

ってなあに？



# 保護樹

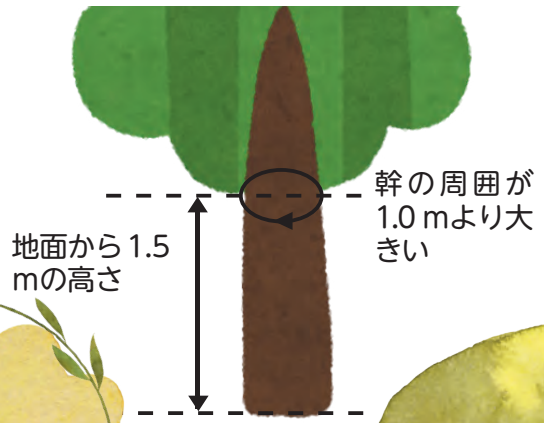
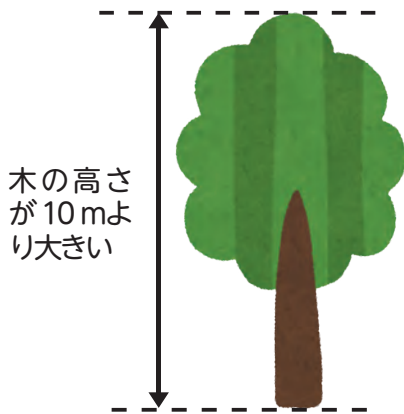
# 保護樹林

## ってなあに？

保護樹・保護樹林を知っていますか？ 神社や

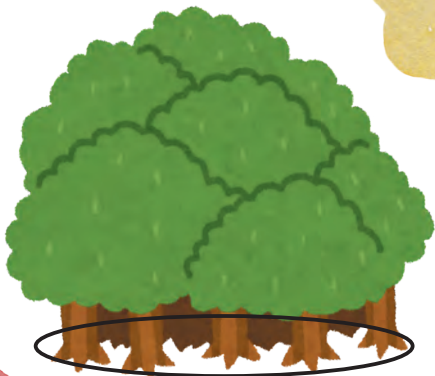
お寺だけでなく、個人宅の庭などにもあり、実は私たちの身近にあるんです。岩倉市では、令和5年度末時点で、保護樹が88本、保護樹林が8カ所指定されています。

保護樹・保護樹林に指定されている樹木の中には、樹齢何百年というものもあります。そのような木は歴史的にも貴重であり、後世に引き継いでいくために、木の持ち主と市が協力して守っています。木を守ることは地球を守ることも繋がっています。



### 指定されるのはどんな木？

### 保護樹



### 保護樹林





喫茶メイソオ  
(鈴井町)

サクラ



クロガネモチ

長遠寺  
(八剣町)

# どんな種類の木 があるの？



ソテツ

光昭寺  
(中本町)



ケヤキ

生田明神社  
(大山寺町)

今では両腕を広げても抱えきれないほど太い幹になり、カメラが好きな人が写真を撮りに来たりします。2本の桜がアーチのように枝を伸ばしているので、桜の花が満開の時期は桜のトンネルになり、本当に見事です。花が終わると毛虫がすごいので、毎年消毒が欠かせません。手入れは大変ですが、地元の人やお店のお客さんにずっと愛される木でいてほしいので、枯れないようにこれからも大切にしていきたいです。

2本の桜の木は、長男が中学生になったときに記念として小さな苗木を買ってきて植えたもので、もう40年以上前になります。何年前かに友人に「とても立派な木だから保護樹にしてもらったほうがいいよ」と言ってもらったことが指定のきっかけです。



喫茶メイソオ  
宮田さん

喫茶メイソオの駐車場にある2本の桜の木が保護樹に指定されています。

## 保護樹の持ち主さんにお話を聞いてきました！

私が子どもの頃は、ここはもっと大きな森でした。木登りがとても得意で、大きな木を一番上まで登ると、名古屋まで見えましたが、中学生のときに伊勢湾台風が来て、たくさん木が倒れ、神社の拝殿も壊れてしまいました。その時倒れた木で、拝殿を修理したのですが、建物に使えるほど太くて立派な木がたくさん折れてしまっただけで、いよいよ台風だったので。敷地内には、樹齢100年とか200年という木もたくさんあります。岩倉市は都市化が進んでいるので、このような森は市内ではもうお寺や神社のような場所にしかないかもしれません。近くの児童館から子どもたちが来て、木々の間を走り回ったり、どんぐりを拾ったりする姿を見ると、とても嬉しいです。自然は心を豊かにします。ぜひ遊びに来てください。

敷地内には、樹齢100年とか200年という木もたくさんあります。岩倉市は都市化が進んでいるので、このような森は市内ではもうお寺や神社のような場所にしかないかもしれません。近くの児童館から子どもたちが来て、木々の間を走り回ったり、どんぐりを拾ったりする姿を見ると、とても嬉しいです。自然は心を豊かにします。ぜひ遊びに来てください。



神明大一社  
宮司 吉田さん

敷地内が保護樹林に指定されています。今月号表紙のクスノキも神明大一社で撮影しました。



# あなたの 所有する木を 保護樹・保護樹林に しませんか？

岩倉市は平坦な地形であるため自然林などは見られず、また、近年は都市化の進展も伴い、市街地における貴重なみどりが減少傾向にあります。

岩倉市民憲章の一つである「守ろう 自然 環境 みんなの地球」を目指すうえでも、みどりの保全は重要な役割を果たすことになります。

地域で親しまれ、大切にされている大木や古木を自然とふれあえる場所として残していくことは、将来にわたり、市民にとって大きな財産となります。該当する樹木、樹林の所有者または管理者は、積極的に申請してください！

## ●保護樹・保護樹林指定の申請期間

4月1日(月)～30日(火) (土日祝除く)

## ●報奨金の交付

毎年、以下の区分に応じて報奨金を交付します。

区分	単位		報奨金 (年額)
保護樹	1カ所	1本	2,000円
		2本以上	5,000円
保護樹林	1カ所		10,000円

## ●樹勢診断と治療の助成

指定した樹木が損傷、あるいは病害虫等が原因で衰えた場合は、市が派遣する樹木医によって樹勢診断を受けることができます(診断費用は市が負担します)。

診断結果を踏まえ、所有者等と市が協議し、治療が必要であると認めるときは、治療に必要な経費の2分の1の額(1本あたりの限度額は10万円)を助成します。

## 見つけて みよう！

保護樹にはプレートがついています。

例	保護樹指定標識
樹木名	シラカシ
指定番号	9-64
指定年月日	平成9年7月17日
	⊗ 岩倉市

保護樹林も土地の中のどこかにプレートがあります。見つけてみてください！

※個人の敷地には勝手に立ち入らないよう注意してください。

## ●せんだい費等の助成

保護樹等の維持管理に必要なせんだい費等に対する助成を行います。

せんだい費等の対象経費の2分の1の額(1カ所あたりの限度額は10万円)を助成します。

## ●問合せ先

都市整備課計画営繕グループ  
(☎ 38-5814)





岩倉市ホームページでは、英語、ポルトガル語、中国語、韓国語の翻訳に対応しています。  
Iwakura City homepage supports English, Portuguese, Chinese and Korean translations.  
A página inicial da Iwakura City suporta traduções em inglês, português, chinês e coreano.  
岩倉市主页支持英文、葡萄牙文、中文和韩文翻译。  
이와쿠라시 홈페이지에서는 영어, 포르투갈어, 중국어, 한국어 번역에 대응하고 있습니다.

## 目次 - CONTENTS

## 情報 - INFORMATION

- 2 **特集 保護樹・保護樹林ってなあに？**
- 6 施政方針
- 8 市政通信
- 27 健康講座
- 28 情報コーナー
- 45 市民相談 / 分別収集・古紙と古着の日
- 46 4月の保健センター案内
- 48 手話を覚えよう Vol.33  
/ 頭の体操 クロスワードパズル
- 49 Pick Up News/ 簡単!! 美味しい野菜レシピ
- 50 令和5年度岩倉市少年消防クラブ活動報告
- 51 フォトニュース
- 52 いわフォト

### お店にも「広報いわくら」を置いてください!!

マガジンラックなどに広報を置いていただけるお店を募集しています。

秘書人事課秘書広報グループ (☎ 38-5801) までご連絡ください。次号から必要部数をお届けします。

岩倉市は

- ・交通安全都市宣言 (昭和 37 年 1 月 27 日)
- ・核兵器廃絶平和都市宣言 (平成 7 年 12 月 20 日)
- ・安全・安心なまち宣言 (平成 16 年 12 月 6 日)
- ・環境都市宣言 (平成 25 年 3 月 28 日)
- ・健幸都市宣言 (平成 30 年 12 月 1 日)
- ・ゼロカーボンシティ表明 (令和 5 年 2 月 27 日)
- ・子どもまんなか応援サポーター宣言 (令和 6 年 2 月 26 日)

のまちです。

### 小さなまちから大きな夢を 岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。  
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、  
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

- |       |    |      |         |                    |
|-------|----|------|---------|--------------------|
| 広げよう  | 愛  | ふれ合い | みんなの和   | (家族仲間の和を願って)       |
| 育てよう  | 心  | からだ  | みんなの健康  | (市民一人一人の幸せを願って)    |
| 高めよう  | 文化 | 芸術   | みんなの暮らし | (生活の質の向上を願って)      |
| 守ろう   | 自然 | 環境   | みんなの地球  | (かけがえのない地球の存続を願って) |
| つくりよう | 人  | まち   | みんなの未来  | (豊かな社会の実現を願って)     |



### 休日急病診療担当医 (4 月)

休日急病診療所 (旭町一丁目 20 番地)  
☎ 66-4708 (日曜日・祝日)  
受付 9:00 ~ 11:30、13:00 ~ 16:30

- 7 日(日) | 押谷 誠 (おしたにクリニック)
- 14 日(日) | 丹羽 克司 (丹羽内科クリニック)
- 21 日(日) | 井上 伸 (いのうえ耳鼻咽喉科)
- 28 日(日) | 伊藤 義巳 (いとうクリニック)
- 29 日(月) | 石黒 義章 (いわくら整形外科クリニック)

※担当医が変わる場合があります。市ホームページで確認してください。

※発熱・咳などの症状がある場合は、あらかじめ休日急病診療所まで連絡してください。

※症状等によっては、他の医療機関を紹介する場合があります。



### 人 □ (令和 6 年 3 月 1 日現在)

		前月比	前年比
総人口	47,791 人	-17 人	-32 人
男	23,887 人	-23 人	-14 人
女	23,904 人	6 人	-18 人
世帯数	22,773 世帯	19 世帯	241 世帯

前月詳細

出生	43 人	転入等	200 人
死亡	46 人	転出等	214 人



### 税・保険料等納期限

固定資産税・都市計画税第 1 期	4 月 30 日(火)
介護保険料第 1 期	

※口座振替を利用している人は、あらかじめ預金残高の確認をお願いします。



### 日曜市役所 (証明発行及び印鑑登録業務)

午前 8 時 30 分 ~ 正午

※マイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニエンスストア等で住民票の写し・印鑑登録証明書を取得することができます。



### 休日納付窓口 (市役所 2 階税務課)

4 月は予約制です。

※詳しくは、税務課 (☎ 38-5806) にお問い合わせください。





# 令和6年度 施政方針 (要旨)



全文はこちら



「個性が輝き心豊かな人を育むまち」

「健やかでいつまでも安心して暮らせるまち」

はじめに

【予算の概要】

元日に発生した能登半島地震では、幾重にも重なる過酷な状況下で、多くの尊い命が奪われました。亡くなられた方に哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様にご心よりお見舞い申し上げます。要請を受け、本市の職員も救助活動や応急給水活動などに従事しました。一日も早く日常を取り戻せるよう引き続き支援を行います。

昨年はスポーツ界で日本人や日本代表の活躍が目立ちました。特に大谷翔平選手の活躍や岩倉市出身の長谷川帝勝<sup>たが</sup>さんのスノーボードワールドカップでの優勝など、明るいニュースもありました。新型コロナウイルス感染症が5類に見直され、日常生活が戻り始めていますが、世界の不安定な情勢や物価高騰など、先行きは不透明です。引き続き、必要な施策を実施してまいります。

令和6年度一般会計予算案は176億5千万円で、前年度比4.1%増で過去最大となりました。要因は、石仏公園と五条川小学校区統合保育園の整備事業に係る経費の増加、社会保障費の増加、国の人事院勧告に準じた給与改定や県の最低賃金の改定による人件費の増加などです。歳入は、慎重かつ適切に見積もったうえで計上し、臨時的経費への対応として、財政調整基金から2億5千万円、教育環境整備基金から2千万円の繰入れを行います。特別会計は3.9%増、企業会計は2.2%増で、一般会計、特別会計及び企業会計の全体では2.1%増となりました。

健康づくりにおいては、第3次健康いわくら21を策定し、市民の健康増進につながる取組を推進します。様々な分野で健康の視点を持って活動している個人、地域団体等を健康づくりサポーターとして登録し、健康づくり活動の企画・運営、健康情報の発信に協働により取り組みます。また、がん検診の自己負担額を引き下げて受診しやすい環境を目指します。

地域福祉では、孤独・孤立対策としてひきこもり支援を目的としたサロンの運営などを行うとともに、地域共生社会の実現を目指して、重層的支援体制を整えます。障がい者・障がい児福祉では、市内の児童発達支援センターに児童発達支援相談業務を委託し、支援の機能強化や包括的な支援体制の構築を図ります。

五条川小学校区統合保育園は、遺跡発掘調査のために計画を延伸し、令和9年度開園に向けて事業の進捗を図ります。曾野小学校の放課後児童クラブ施設を令和6年4月に開設し、子ども達が安全に過ごせるよう努めます。保護者や児童生徒に寄り添い問題解決に当たるスクールソーシャルワーカーを増員し、支援を充実させます。近年の猛暑を受け、安全安心な教育環境の整備、利用者の熱中症対策及び避難所としての機能の向上を図るため、全小中学校の屋内運動場に都市ガスを用いた空調設備を設置します。令和7年度設置工事に向け、令和6年度は設計業務を行います。

「地域とともにある学校づくり」に向け、コミュニティ・スクールの導入を進めます。また、学校と地域の連携を強化するため地域連携コーディネーターを配置します。部活動の地域連携・地域移行に向け、部活動指導員の配置と部活動サポーターの増員で望ましい部活動環境を整備します。文化財の保護・継承のため、大上市場と下本町の山車の修繕費用への支援を行います。



「利便性が高く魅力的で活力あふれるまち」

歩行者の安全を確保するため岩倉駅西第2自転車駐車を廃止し、旭跨線橋下西自転車駐車場に新たに自転車ラックを設置します。名神高速道路スマートインターチェンジの準備段階調査は不採択となりましたが、一宮市と連携して再度検討を進めます。橋梁長寿命化修繕計画に基づき、大市場橋や新矢戸橋の改修工事はじめ橋梁の適切な維持管理を行います。また、交通事故防止や自転車利用推進のため、自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画の策定に着手します。都市計画道路桜通線の整備、上水道の基幹管路耐震化、公共下水道の整備なども継続して実施します。

「環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち」

本市の貴重な観光資源であり、市民の誇りでもある五条川の桜並木を、岩倉五条川桜並木保存会との協働により、適切に維持管理していきます。石仏公園は、令和6年度からの2年間で、スポーツ施設としての機能と災害時の利用性を兼ね備えた多目的なレクリエーションの場となるよう整備工事を行います。環境美化、ごみ減量、資源化の啓発のため、新たなクリーンアッププロジェクト「スポGOMI」を開催します。また、災害対応特殊救急自動車を買替え、救急の高度化と増加傾向が続く救急需要に対応します。引き続き防犯灯と安全安心カメラの設置を進め、安全で安心な生活環境づくりに取り組んでいきます。



▲石仏公園完成予定鳥瞰図

「協働と自治による持続可能なまち」

本市の外国籍市民は人口の約6.6%を占めており、初期日本語教室の開催などにより、多文化共生の取組を進めていきます。また、行政サービスの利便性向上のため、マイナンバーカードを使用してコンビニで取得できる証明書の追加や公共施設予約システムの更新、キャッシュレス決済の導入に取り組みます。さらに、小中学校や市役所などの公共施設の計画的改修を行うとともに、青少年宿泊研修施設希望の家の譲渡をはじめ公共施設再配置計画を進めていきます。

### 「マニフェスト重点施策」

市長として2期目の最後の年となる令和6年度は、三つの重点施策をさらに強く推し進めます。

第一に「持続性の高い魅力ある地域づくり」で、地域課題の解決と行政区の負担軽減を目指して、令和4・5年度の「未来寄合」に続き、モデル地区でのアンケート調査やワークショップを実施します。また、自治会専用アプリの導入による行政区のデジタル化を支援します。

第二に「地球温暖化防止対策」で、

市民と連携した「ゼロカーボンチャレンジ事業」の実施、事業者と連携した「いわくろゼロカーボン事業者認証制度」の導入のほか、事業者との懇話会の開催や友好交流都市大野市での環境学習ツアーを行います。また、公共施設のLED照明への更新を行います。

第三に「生まれる前からの切れ目のない子育て家庭支援」で、これまで実施してきた取組に、低所得世帯の妊婦への初回の産科受診料助成、インフルエンザの予防接種費用の助成、育児サポーター派遣事業の拡充、通所型の産後ケア事業の実施、第3子以降学校給食費無償事業の要件の拡大などの新たな取組を加え、「岩倉市子どもまんなかアクション」として展開します。これに合わせ、本市も「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となって、子どもたちの未来を応援していくことを宣言します。

### 「結び」

ほかにも、取り組むべき行政課題は多々ありますが、市民の皆様の声に耳を傾けながら、職員と一丸となって課題解決に取り組んでまいります。



# 岩倉市の組織が4月から変わります

●問合先 秘書人事課人事グループ (☎ 38-5802)

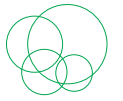
社会情勢の変化に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織とするため、令和6年4月1日から以下のとおり組織・機構の見直しを行い、7部22課44グループになります。

部名	課名	グループ名	場所	主な業務
総務部	秘書人事課	秘書広報グループ (☎ 38-5801)	市役所 5階	秘書、平和行政、広報、広聴、 シティプロモーション (情報発信)
		人事グループ (☎ 38-5802)		職員人事、給与、研修、福利厚生
	企画財政課 (☎ 38-5805)	企画政策グループ	市役所 5階	企画総合調整、総合計画、地域振興、 自治基本条例
		財政グループ		財政計画、予算編成、行政改革、 公共施設の管理の総合調整
	行政課	行政グループ (☎ 38-5804)	市役所 4階	議案、例規、情報公開、個人情報保護、選挙、 文書管理、庁舎の管理
		デジタル推進グループ (☎ 38-5834)		デジタル化、情報システム、 情報セキュリティ対策、統計調査
	税務課 (☎ 38-5806)	市民税グループ	市役所 2階	個人市民税、軽自動車税などの賦課
		固定資産税グループ		固定資産税の賦課
		収納グループ		市税 (国民健康保険税を含む) の徴収、 税関係の証明等
	市民協働部	協働安全課	市民協働グループ (☎ 38-5803)	市役所 6階
防災安全グループ (☎ 38-5831)			地域防災計画、自主防災組織への支援、 交通安全対策、防犯対策、 放置自転車等の防止、消費生活センター	
市民窓口課		窓口グループ (☎ 38-5807)	市役所 1階	戸籍、住民登録、印鑑登録、各種証明、 マイナンバーカード交付
		国保年金グループ (☎ 38-5833)		国民健康保険、国民年金
		医療グループ (☎ 50-0360)		後期高齢者医療、子ども医療、障害者医療、 母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療
環境政策課		さくら・川・環境グループ (☎ 38-5808)	市役所 3階	地球温暖化対策、生物多様性、桜並木の保全、 憩いの広場の管理、犬の登録、狂犬病予防
	廃棄物グループ	市役所 3階 (☎ 38-5808) 清掃事務所 (☎ 66-5912)	ごみ収集・処理・減量、資源回収、 e-ライフプラザ、し尿・浄化槽	
福祉部	福祉課	障がい福祉グループ (☎ 38-5809)	市役所 1階	障がい者福祉、ふれあいセンター、赤十字
		社会福祉グループ (☎ 38-5830)	市役所 2階	生活保護、民生・児童委員、市民相談室、 自立支援、貧困対策
	長寿介護課 (☎ 38-5811)	長寿福祉グループ	市役所 1階	高齢者福祉、高齢者の生きがいづくり、 南部老人憩の家、さくらの家、 すこやかタクシー
		介護保険グループ		介護保険、地域密着型サービス事業者の指 定等、在宅医療・介護連携、 地域包括支援センター



部名	課名	グループ名	場所	主な業務
健康こども未来部	健康課 (☎ 37-3511)	保健予防グループ	保健センター	予防接種、感染症、保健センター・休日急病診療所の管理
		健康支援グループ		母子保健、健康増進事業、歯科保健、出産・子育て応援金
	こども家庭課	子育て支援グループ (☎ 38-5810)	市役所 6 階	児童手当、ひとり親家庭等への手当及び支援、家庭児童相談室、少子化対策
		保育グループ (☎ 50-0372)		保育園、幼稚園、認定こども園、あゆみの家、児童館、放課後児童クラブ、地域交流センター、希望の家、子育て支援センター
建設部	商工農政課 (☎ 38-5812)	商工観光グループ	市役所 4 階	商工業振興、友好交流、勤労者、観光、消費者行政、ふるさと納税、企業誘致
		農政グループ		農業振興、農業委員会、用水の調整
	都市整備課 (☎ 38-5814)	計画営繕グループ	市役所 4 階	都市計画、建築、耐震、緑化、市営住宅、公共施設の設計・営繕等
		整備グループ		道路・公園等の設計・施工、用地買収、スマート IC
	維持管理課 (☎ 38-5813)	維持グループ	市役所 4 階	道路・都市公園・駅前広場・児童遊園・ふれあい広場の管理
		管理グループ		市道認定、境界確定、市有財産の登記
	上下水道課	上水道グループ (☎ 38-5816)	市役所 3 階	水道料金、下水道使用料、水道施設の管理、配水場
		下水道グループ (☎ 38-5815)		受益者負担金、下水道施設の新設・管理、排水設備
—	会計管財課 (☎ 38-5800)	会計グループ	市役所 1 階	出納事務、収入・支出命令の審査
		契約管財グループ		工事・物品等の入札、工事の検査、土地対策の総合調整
消防本部 (☎ 37-5333)	総務課	総務グループ	消防庁舎 2 階	消防用施設の管理、消防団
		予防グループ		火災予防、消防用設備の規制、防火クラブ
	消防署	消防第 1 グループ	消防庁舎 1 階	火災業務、救急業務、消防通信業務
		消防第 2 グループ		
消防第 3 グループ				
教育部	学校教育課	学校教育グループ (☎ 38-5818)	市役所 6 階	教育委員会、教育行政、学校施設の管理、就学援助
		学校給食グループ (☎ 66-7331)	学校給食センター	学校給食センターの管理
	生涯学習課 (☎ 38-5819)	生涯学習グループ	市役所 6 階	生涯学習センターの管理、教育（青少年・成人・高齢者等）、文化財・芸術・文化・音楽の普及及び振興、史跡公園
		図書館グループ (☎ 37-6804)	図書館	図書館の管理
		スポーツグループ	市役所 6 階	スポーツ施設の管理、スポーツの普及及び振興
—	議会事務局 (☎ 38-5820)		市役所 8 階	本会議、委員会、協議会、請願、陳情
—	監査委員事務局 (☎ 38-5821)		市役所 5 階	監査、決算審査、出納検査、固定資産評価審査委員会、公平委員会





## ～こどもまんなか応援サポーター宣言～ を行いました

●問合先 こども家庭課保育グループ (☎ 50-0372)

岩倉市は、こども家庭庁が唱える「こどもまんなか社会」の実現の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となって、こどもまんなかアクションとして、さまざまな子育て支援施策を展開していきます。

### こどもまんなか応援サポーター宣言

岩倉市は、こどもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、愛知県内で先駆けて「岩倉市子ども条例」を制定しています。

こどもたちが笑顔で健やかに育ち、すべての家庭が安心して子育ての喜びを感じられるまちづくりを目指して、生まれる前からの切れ目のない支援に取り組み、地域全体でこどもを育む環境が醸成されています。

国においては、こども家庭庁が司令塔となって、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組がスタートしています。

岩倉市は、この「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となって、まちの宝であるこどもたちや、子育て家庭、さらにはこれから子育てをする人を地域ぐるみでサポートし、次代を担うこどもたちの未来を応援していくことを宣言します。

こども  
まんなか



令和6年2月26日

岩倉市長 久保田 桂朗



こどもまんなかアクション



はじめまして！

## 岩倉市子どもまんなか情報『い〜わキッズ』です！

●問合先 子育て家庭課保育グループ (☎ 50-0372)

スマートフォンアプリ「すぐーる」を活用して、婚活から妊娠期、乳幼児期、小・中学生へとライフステージや子どもの年齢に合わせたさまざまな情報を発信します。

★お子さんの年齢（生まれ年度）に合った情報が定期的に配信されます！

★妊娠中の人向けの情報も発信します！

※ほっと情報メールで「子育てに関する情報」や「妊婦、〇歳児の保健センター事業」の情報を受け取っている人は、こちらに登録してください！ 今後、ほっと情報メールからは、これらの情報は届きません。

### い〜わキッズ登録手順

①スマートフォンアプリ「すぐーる」をダウンロードしてインストールしてください。



②スマートフォンアプリ「すぐーる」を起動し、「チャンネル登録（追加）」画面で右の二次元コードを読み取り「い〜わキッズ」に登録してください。

※登録パスワードは **1818 (い〜わい〜わ)** です。



### 岩倉市ほっと情報メールの 配信アドレスが変わります

●問合先 秘書人事課秘書広報グループ (☎ 38-5801)

岩倉市では市民の皆さんに防災・防犯などの情報をお知らせする「岩倉市ほっと情報メール」の配信を行っています。メール配信システムの更新に伴い、メールの配信アドレスが次のとおり変更となります。

#### 【ほっと情報メールの配信アドレス変更】

●変更日 4月1日(月)

【変更後の配信メールアドレス】 iwakura@sg-p.jp

●すでに登録いただいている皆さんへ

旧システムでの登録情報は新システムへ移行するので、再登録の必要はありません。迷惑メール対策の設定をしている場合は、上記のアドレスからのメールを受信できるよう、設定をお願いします。

●未登録の皆さんへ

このメールでは、市の防災・防犯情報のほか、イベント情報や市からのお知らせを配信していますので、登録をしてください。

※岩倉市ほっと情報メールの詳細については市ホームページを確認してください。



### 市公式 LINE から希望する情報 を選択して受け取ることができる ようになります

●問合先 秘書人事課秘書広報グループ (☎ 38-5801)

市では、市公式 LINE からさまざまな市政情報をお届けしています。

4月1日(月)からは、より便利に市公式 LINE を利用していただけるよう、希望する情報（セグメント）を選択して受け取ることができる「セグメント配信」を開始します。

●変更日 4月1日(月)

受信設定を行うことで、欲しい情報を選ぶことができますので、設定をお願いします。

※現在、友だち登録している人も、情報を受け取るには受信設定が必要になりますので、必ず設定をしてください。





# 健幸づくりサポーターが始動します！

●問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

保健推進員制度と食の健康づくり推進員制度を改め、健幸情報ステーション事業を含めて、令和6年度から「岩倉市健幸づくりサポーター事業」として市民、団体、事業所等と協働して地域の健康づくりを展開します。

健幸づくりサポーター事業は、さまざまな分野で健康の視点を持って取り組んでいる個人と団体および事業所等と連携し、誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりに取り組みます。

「健幸づくり推進員」「健幸づくり推進団体」「健幸情報発信隊（個人・団体・事業所等）」の3つから成り、活動内容は、運動の推進、食生活改善の推進、健康情報の発信です。詳しくは市ホームページ（4月1日以降）をご覧ください。市民を対象とした健幸づくりサポーターの事業（運動に関する教室）は下表を参照ください。教室等については、今後、開催会場を増やしていきます。

- 参加申込は不要です。お住いの行政区に関わらず、どの会場の運動教室にも参加できます。
- 参加費用は無料です。動きやすい服装で、水分補給用の飲み物をお持ちください。
- 講師の都合等により予定が変更することがあります。詳しくは保健センターにお問い合わせください。

教室名	とき・ところ	内容・持ち物等	講師等
ポールウォーキング	毎週金曜日 午前9時～10時（雨天中止） （集合場所：お祭り広場） ※4月の2週目から開催 ※天候・気温により時間帯の変更もしくは中止することがあります。	お祭り広場に集合して、準備運動の後、五条川沿いをポールを使ってウォーキングします。 ※ポールの貸し出しを希望する人は事前に保健センターに予約が必要です。	指導員はいませんが、養成講座で学んだ「ポールウォーキング推進隊」が一緒に歩きます。
すこやか体操 （元下本町保健推進員活動）	毎月第1金曜日 午前10時～11時 （第三児童館ふれあいホール） ※5月・令和7年1月は開催しません。	音楽に合わせての簡単な体操、気功、歌をうたうなどを行います。	下條明美さん（気功指導員）
介護予防体操 （元下本町保健推進員活動）	毎月第3金曜日 午前10時～11時 （第三児童館ふれあいホール） ※8月は開催しません。	脳トレ・筋トレ・お口の体操を行います。	岩田佳子さん（介護予防運動指導員）
ひだまりサロン （元東新町保健推進員活動）	毎月第4金曜日 午前10時30分～11時30分 （岩倉団地集会所4号室） ※12月は第3金曜日、令和7年3月は第1金曜日	偶数月：シルリハ体操 奇数月：音楽に合わせて歌い、体を動かします。 ※上靴をお持ちください。	偶数月 シルリハ体操指導士 奇数月 「音楽会」すずらん音楽療法研究所スタッフ
シルリハ体操 （元西市・新柳町保健推進員活動）	4月・8月・9月・10月・12月・ 令和7年2月・3月は第1月曜日 6月・7月は第1木曜日 （5月・11月・令和7年1月は休み） 午前10時～11時（ふれあいセンター視聴覚室）	シルリハ体操	シルリハ体操指導士

## いわくらシルリハ体操

- 講師 いわくらシルリハ体操指導士
- 対象 介護予防に取り組みたい市民
- 持ち物・服装など 動きやすい服装、飲み物、上靴（さくらの家、岩倉団地集会所会場のみ）

ところ	市民プラザ 1階多目的ホール	ふれあいセンター 3階視聴覚室	さくらの家 2階すこやかホール	岩倉団地集会所 1階4号室
とき	毎月第3月曜日午後2時～3時（祝日も開催）	毎月第2火曜日午後1時30分～2時30分（祝日は休み）	毎月第4火曜日午前10時～11時	毎月第2火曜日午前10時～11時（祝日も開催）

## 産前産後支援事業をお知らせします

●問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

### 産前・産後サポーターを派遣します

妊娠中や産後間もない時期や、多胎児を養育している人が、精神的・身体的な負担を軽減し安心して子育て出来るようサポーター（ヘルパー）が自宅を訪問し、家事や育児のお手伝いをします。

●対象者 市内に居住する人

①妊婦および産後 16 週以内で心身の不調等により家事または育児を行うことが困難で、日中支援者のいない産婦

② 2 歳未満の多胎児を養育する保護者

●利用期間 妊娠中（母子健康手帳交付後）から産後 16 週以内まで。ただし、多胎児家庭は 2 歳未満まで

●利用料 1 時間 660 円 ※生活保護世帯および市民税非課税世帯に属する人は免除※詳しくは市ホームページをご覧ください。

●利用上限 ※派遣は 1 時間単位で、1 日 4 時間以内

対象期間	上限時間
妊娠中（母子健康手帳の交付を受けた日）から出産まで	20 時間
出産後から産後 16 週以内まで	40 時間
多胎児家庭は出生後から 2 歳未満まで	100 時間

### 産後ケア事業（通所型）がはじまります

令和 6 年度から医療機関等に通う「通所型」が始まり、「宿泊型」、「訪問型」の 3 種類から選べ、また訪問型の対象が産後 1 年未満に拡大となり、利用しやすくなります。

●対象者 市内在住の産後 4 か月未満の母親（訪問型は産後 1 年未満）とその乳児で以下に該当する人

- ・ 家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられない
- ・ 産後の体調不良または育児の不安がある（医療の必要な人は利用できません）

※流産、死産された人も利用できます。

●サービスの内容

お母さんの心身のケア（健康管理）、授乳や沐浴についての相談、赤ちゃんのお世話の仕方や相談・支援など

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

●宿泊型・通所型実施施設

施設名	宿泊型	通所型
大野レディースクリニック	○	○
江南厚生病院	○	×
やまだ産婦人科	○	○
マザークリニック・ハピネス	○	○
ミナミクリニック	○	○
エンゼルレディースクリニック	○	○
つかはらレディースクリニック	○	○
すこやか助産院	○	○
おおばやしマタニティクリニック	○	○
小牧市民病院	○	×

●訪問型実施事業所 愛知県助産師会

### 低所得妊婦の初回産科受診料の一部を助成します

●対象者 受診時および申請時に市内に居住し、令和 6 年 4 月 1 日以降に受診した人

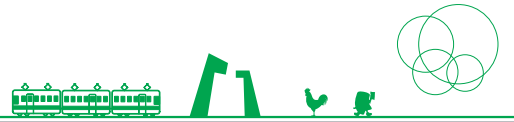
- ①生活保護世帯または市民税非課税世帯の人
- ②医療機関と市との情報共有に同意する人
- ③市販の妊娠検査薬で陽性を確認した人

●対象費用 医療機関で妊娠判定に要した診察料、検査料（保険診療分は除く）

●助成額 1 件あたり上限 1 万円

※詳しくは市ホームページをご覧ください。





# ゼロカーボンシティの実現に向けた、 各種補助制度を紹介します

●問合先 環境政策課さくら・川・環境グループ（☎ 38-5808）

脱炭素社会の実現を目指すため、各種補助制度を紹介します。これらの制度を活用し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減にご協力ください。

※申請書は環境政策課窓口でお渡しするほか、市ホームページからダウンロードできます。



## 「岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」

●対象者 次のいずれかに該当する人

ア 市内に住所を有し、補助対象設備を自らが住所を有する居宅に設置しようとする人

イ 市内において自らが居住する新築住宅に対象設備を設置しようとする人

ウ 市内において自らが居住する（対象設備が設置された）建売住宅・分譲住宅を購入しようとする人

※ア、イは工事の着工前、ウは住宅の購入前の申請が必要です。

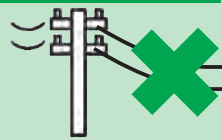
●補助対象設備 いずれも未使用のものの設置に限る。

区分	補助対象	補助率	上限
単体導入	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	設置費の4分の1	1万円
	定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）		40万円
	家庭用燃料電池システム（エネファーム）		10万円
	電気自動車等充電設備（V2H）		5万円
一体的導入	太陽光発電システム＋HEMS＋蓄電池	※蓄電池のみ加算あり	47万円
	太陽光発電システム＋HEMS＋V2H		12万円
一体的導入 ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）	太陽光発電システム＋HEMS＋高性能外皮等		17万円

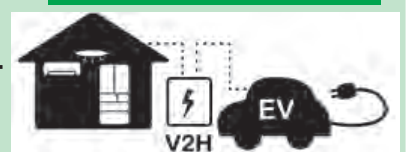
V2Hは「Vehicle to Home」の略称で、電気自動車（EV）等に蓄えた電力を家庭に供給できる機能のことをいいます。

停電や震災等で電力供給が寸断されてしまった場合でも、自動車が蓄電池としての役割を持ち、自動車のバッテリーから電力を取り出して住宅内の電力に使うことができます。

①停電の時でも



②自動車から家庭に給電



## 「岩倉市次世代自動車購入促進補助金（個人用・事業用）」

●対象者 【個人用の場合】市内に住所を有し、非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した人

【事業用の場合】市内に本社、支社、営業所等を置き、使用の本拠を市内として補助対象自動車を購入した事業者

●補助対象自動車

補助対象	補助金額
電気自動車（EV）	5万円
プラグインハイブリット自動車（PHV）	5万円
燃料電池自動車（FCV）	10万円
（事業用のみ）V2Hの同時購入 <sup>※</sup>	EVおよびPHVの補助金額に2万円上乗せ加算

※個人用のV2Hの購入については、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助対象です。

# 安全・防犯に関する補助金

●問合せ先 協働安全課防災安全グループ (☎ 38-5831)



## 自転車乗車用ヘルメットの購入費

自転車を利用する児童生徒等および高齢者の自転車の交通事故による被害を軽減するため、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

- 申請受付期間 4月1日(月)～令和7年2月28日(金)
- 補助金額 購入に係る費用の2分の1の額で、上限2千円(100円未満切捨て) ※1人1個まで
- 交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります。
  - ①市内に居住し、住民票がある人
  - ②令和6年度に満7歳以上満18歳以下、または満65歳以上となる人
  - ③購入目的が転売等でない人
  - ④岩倉市税の滞納がない人 など※満65歳以上の人は本人の購入のみ補助対象です。購入者本人しか申請できません。
- 対象ヘルメット 令和6年4月1日以降に購入したもので、次のいずれにも該当するもの
  - ・自転車乗車時に着用するヘルメット
  - ・安全性の認証を受けている新品のヘルメット(SGマーク、JCFマークなど)※CEマークは対象になるものと対象にならないものがありますので、ご注意ください。



## 特殊詐欺防止用電話機器の購入費

全国的に特殊詐欺の被害や前兆電話が多発しています。令和5年中に愛知県内において発生いたしました特殊詐欺の認知件数は令和4年中と比較し、4割近く増加しています。

そこで、電話による詐欺被害等の未然防止のため特殊詐欺対策機能を備え付けた電話機器等の購入費を補助します。

- 申請受付期間 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
- 補助金額 購入に係る費用の2分の1の額で、上限5千円(100円未満切捨て) ※1世帯につき1台まで
- 交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります。
  - ①市内に居住し、住民票がある人
  - ②令和6年度に満65歳以上となる人、またはその人と同世帯の人
  - ③購入目的が転売等でない人
  - ④岩倉市税の滞納がない人 など
- 対象となる電話機器等 令和6年4月1日以降に購入したもので、次のいずれかに該当するもの
  - ・特殊詐欺への対策機能を有する固定電話機(左記の機能を内蔵する電話機)
  - ・固定電話機につなぐ自動着信拒否装置または自動応答録音装置



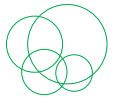
## 防犯対策を実施した世帯への補助

全国的に刑法犯認知件数は増加傾向にあり、愛知県内では令和5年の刑法犯認知件数は令和4年と比較し、10%以上増加しています。その中で侵入盗、自転車盗、性犯罪の発生件数が顕著に増加しています。

そこで、防犯対策や防犯意識を高めることを目的として、防犯対策を実施する人に、購入・設置費用に対し補助金を交付します。

- 申請受付期間 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
- 補助金額 購入に係る費用の2分の1の額で、上限16,000円
- 交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります。
  - ①市内に居住し、住民票がある人
  - ②購入目的が転売等でない人
  - ③岩倉市税の滞納がない人 など
- 対象となる電話機器等 令和6年4月1日以降に購入および設置したもので、次のいずれかに該当するもの
  - ①玄関や勝手口等の出入口の錠を交換、または補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等の取り付け
  - ②サッシ等を防犯ガラスに交換、または防犯フィルム、補助錠、格子等を取り付け
  - ③防犯カメラまたはセンサーライトの取り付け
  - ④敷地内に玉砂利等を敷くこと。
  - ⑤自家用車両にハンドルロックバーまたは盗難防止装置等を取り付け

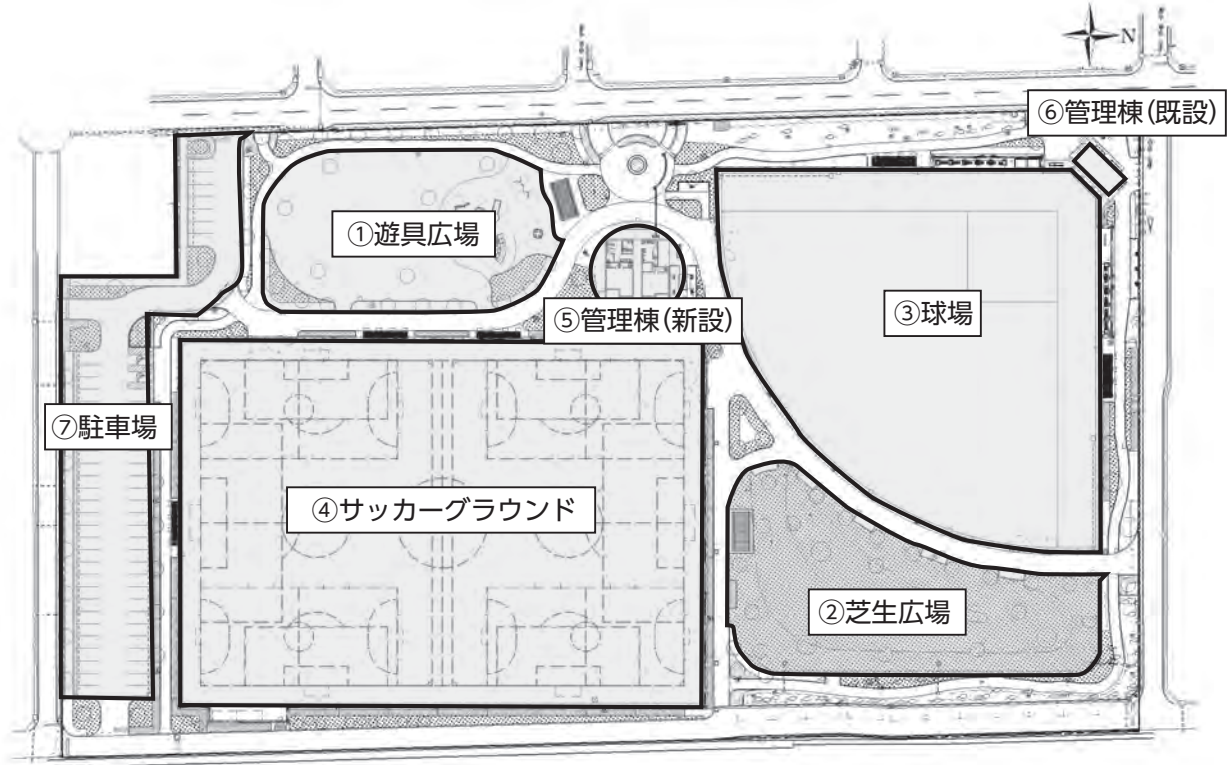




# 石仏公園の整備に着手します

●問合先 都市整備課整備グループ (☎ 38-5814)

## 石仏公園計画平面図



令和6年度より石仏スポーツ広場とその南側の用地を都市公園の石仏公園として整備します。

石仏公園が完成すれば、市内最大の都市公園となります。

工事期間は令和6～7年度の2カ年で予定しています。

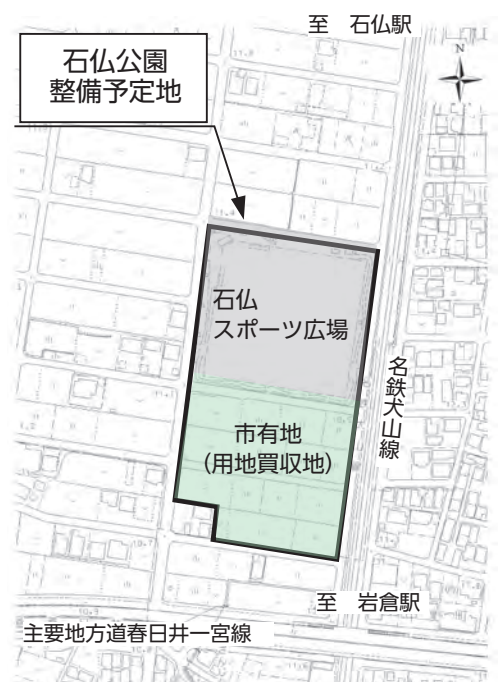
4月からは既存の石仏スポーツ広場の利用ができなくなりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

### 【公園概要】

●公園面積 26,724㎡

### ●公園施設

- ①遊具広場 (児童用複合遊具、幼児用遊具、回転遊具)
- ②芝生広場 (健康器具、パーゴラ)
- ③球場 (ソフトボール、少年野球 (小学生まで))
- ④サッカーグラウンド (人工芝)
- ⑤管理棟 (新設) (更衣室2室、公衆便所、器具庫、管理人室等)
- ⑥管理棟 (既設) (更衣室1室、公衆便所、器具庫、倉庫、観覧席等)
- ⑦駐車場 (一般60台、車いす用2台)



# 物価高騰支援給付金

●問合先 給付金専用ダイヤル(☎50-9219)

国の経済対策として、物価高騰の影響を受けている低所得者を支援する「物価高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯・こども加算)」を給付します。 ※給付金は1世帯につき1回限りです。

## 1. 住民税均等割のみ課税世帯への給付金(1世帯あたり10万円)

**10万円** (手続要)

### 【給付対象】

令和5年12月1日時点において岩倉市に住民票があり、令和5年度住民税均等割のみ課税者または住民税非課税者で構成される世帯

※住民税非課税の世帯員のみで構成される世帯は対象外

※世帯の全員が、住民税を課されている親族等に扶養されている世帯は対象外

### 【手続方法】

3月中旬に対象となり得る世帯主あてに、「支給要件確認書」を送付しています。

扶養状況など必要項目を記入し、返信用封筒で返送をお願いします。

※対象世帯であっても令和5年1月2日以降に岩倉市に転入した場合は、確認書が送付されない場合があります。その際は申請が必要です。

### 【受付期限】

**8月31日(土)**

※窓口での受付は8月30日(金)まで。郵送での受付は8月31日(土)消印有効

## 2. こども加算(児童1人あたり5万円)

**5万円** (手続不要)

### 【給付対象】

以下の①、②のいずれかに該当する世帯で18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯

①「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(7万円)」の対象世帯

②「1. 住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)」の対象世帯

### 【手続方法】

①対象となり得る世帯主あてに、順次「通知書」を送付しています。

「通知書」に記載された口座に入金をします。

※住民登録等、市で把握できない世帯員がいる場合は「通知書」が送られない場合があります。

②対象となり得る世帯主あてに、「1. 住民税均等割のみ課税世帯への給付金」の「支給要件確認書」と併せて通知書を送付しています。

「1. 住民税均等割のみ課税世帯への給付金」と併せて入金します。

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金について

**7万円** (手続要)

現在、令和5年度住民税非課税世帯(世帯員全員)を対象に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(1世帯あたり7万円)を給付しています。

※1月中旬に、対象となり得る世帯主あてに確認書を送付済みです。

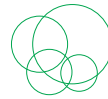
市で世帯の収入がわからない、または転入等により世帯構成が変わった場合は、確認書が送付されていない場合がありますので、その場合は申請が必要です。

確認書の提出(返送)をしていない人は、**5月31日(金)**までに手続きをお願いします。

※期限を過ぎると受付はできませんので注意してください。







## 児童発達支援センターで障がいや療育等に関する 相談支援を行います

●問合先 福祉課障がい福祉グループ (☎38-5809)

令和6年4月から障がい、療育、子どもの発達に関する相談や、福祉サービスに関する相談支援を「児童発達支援センターベース」に業務委託して実施します。

電話相談、面談（要予約）で対応しますので、お子さんへの療育や発達に心配のある人は、まずは電話で相談してください。

- 対象者 市内にお住いの障がいのある児童や、支援の必要な児童とその家族
- 相談日 月～金曜日（祝日（振替休日を含む）、年末年始を除く）
- とき 午前9時～午後5時
- ところ 児童発達支援センターベース（西市町柵東37番地1）
- 連絡先 ☎58-5122

## 福祉総合相談窓口を設置します

●問合先 福祉課社会福祉グループ (☎38-5830)

どこに相談したらよいのかわからない福祉に関するお悩みや相談を社会福祉士等の資格を有する相談員が対応し、関係機関と連携して一緒に困りごとの解決を手伝います。本人、家族、関係者など気軽に相談してください。

- とき 月～金曜日（祝日（振替休日を含む）、年末年始は除く）、午前8時30分～午後5時15分
- ところ 市役所2階福祉課社会福祉グループ

## 障がい者日常生活用具の給付対象用具の追加

●問合先 福祉課障がい福祉グループ (☎38-5809)

常時、医療的ケアが必要な人を支援するため、障がい者日常生活用具の給付対象用具を追加しました。給付を希望する人は、福祉課障がい福祉グループへ相談してください。

- 対象者
  - (1) 3級以上の呼吸機能障がいの身体障害者手帳所持者
  - (2) 難病患者で、人工呼吸器、酸素濃縮器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器の使用が必要な人
- 追加した用具 自家発電機、人工呼吸器用バッテリー、外部バッテリー、ポータブル電源
- 自己負担 購入費用の1割が自己負担（原則）になります。

## 岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画 を策定しました

を策定しました

● 問合せ先 市民窓口課国保年金グループ（☎338・5833）

本計画は、健康寿命延伸のため、国民健康保険被保険者を対象に、保険者が策定する健康・医療情報を活用した保健事業の実施計画です。計画策定にあたっては、健康・医療情報の分析結果から健康課題を抽出し、PDCAサイクルに沿った効果的、効率的な保健事業を目指しています。

● 計画期間 令和6年度から令和11年度（6年間）

● 計画の内容 「データヘルス計画」は岩倉市国民健康保険における保健事業の全体計画であり、「特定健康診査等実施計画」は保健事業の中核である特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施方法を定めています。両計画は、相互に連携して策定することが望ましいとされており、このたびの計画から一体的に策定しています。また、計画書の標準化により他市町との比較、保険者としての課題や取り組むべき事項が把握しやすいものとなっています。なお、本計画は市ホームページに掲載しています。



## おたふくかぜワクチン予防接種 費用の一部を助成します

● 問合せ先 健康課保健予防グループ（保健センター内）☎37-3511

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）は、「ムンプスウイルス」に感染することにより発症し、発熱や耳の下からあごにかけて（耳下腺等）痛みを伴う腫れがでてきます。感染すると、脳炎や脳症などを併発し、難聴などの後遺症を残す場合があります。

このため、おたふくかぜの発症や重症化を予防するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和6年4月1日から任意接種であるおたふくかぜワクチン予防接種の費用を一部助成します。

### ● 対象者

- 接種日に市内に住民登録があり、次のすべてに該当するお子さん
- ① 満1歳から6歳までの小学校就学前であること。
  - ② 令和6年4月1日以降に接種していること。
  - ③ おたふくかぜに罹患したことがないこと。

● 助成金額 2千円（1人1回のみ）

※申請方法等、詳しくは4月以降の市ホームページをご覧ください。







# 未来寄合 全体フォーラム

を開催しました！！

持続可能で魅力的な地域づくりについて、ざっくばらんに楽しく語り合う「未来寄合」。令和4年度から2年をかけて、小学校区ごとに地域の強みや弱み、自分たちにできることなどを語り合ってきました。今回、5つの小学校区合同で「未来寄合全体フォーラム」を開催しました。



当日の様子はこちらから

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

## 第1部 耳寄り講演会

まちで遊び まちに学び まちと暮らす  
—まちを自分ごとにする「新しい自治」のかたち—

「岡崎まち育てセンター・りた」事業企画マネージャーの天野裕さんから、岡崎市の中心市街地で取り組まれているまちづくりについてお話を伺い、町内会の広域連合会や次世代の会の取組、横丁の空き家活用などの事例に触れ、住民が主体的に関わる自治の現状を伝えていただきました。

まちづくりには「特効薬」も「万能薬」もない。「小さなトライ＆エラー」を繰り返して「無理なく続けられる方法」を見つけることが大事

誰も経験したことの無い課題を解決するためには、人やネットワーク、アイデアの総動員が必要。「協働」で、みんなが話し合いながら解決していくことが前提

これからの自治は創造的になっていく。自治はすごく大変だけど、すごくやりがいもあり、楽しさがあり、喜びがある。



## 第2部 おしゃべりカフェ (交流会)

11グループに分かれて、耳寄り講演会で印象に残ったことや、持続可能な地域となるためにはどのような取組が必要なのか意見交換をし、全体で発表・共有しました。

### 耳寄り講演会で印象に残ったことは？

- ◇これからの自治はクリエイティブだ
- ◇無理をしない。楽しくやってみよう！
- ◇やりたいこと、必要なことをできることから
- ◇今までのやり方からの転換
- ◇顔の見える関係人口（協力者、参加者）を増やす
- ◇横のつながりをつくる
- ◇地域外の人も取り込んで課題解決 など



### 持続可能な学区へ～ エレガントでミニマムな「はじめの一步」は？

- ◇人と経験のつながりを大切にする
- ◇今までの行事に「創造的」で「刺激的」な工夫をする
- ◇定期的に会える交流の場（プラットフォーム）を作る
- ◇若い人に知ってもらうための情報発信！
- ◇途切れのない年代交流 など



## 下水道が使用できる区域が広がります

●問合先 上下水道課下水道グループ（☎38・5815）

4月1日から神野町、石仏町、八剣町、大地町の一部の区域で新たに下水道が使用できるようになります。

区域内に家屋を所有する人で、浄化槽をお使いの場合は、速やかに下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。くみ取り便所をお使いの場合は、下水道が使用できる区域になってから3年以内に水洗便所に改造し、下水道への接続工事をしてください。

また、既に下水道が使用できる区域の人で、下水道への接続工事をしていない場合は、速やかに工事を行ってください。

### ●受益者負担金が賦課されます

下水道整備区域内に土地を所有している人は、負担金が賦課されます。対象区域の土地を所有している皆さんへ下水道事業受益者申告書を送付しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

ただし、その土地が、地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が対象となります。

### ●工事は指定工事店で

排水設備工事やトイレの水洗化工事は、市が指定した工事店でなければ施工できません。指定工事店については市ホームページをご覧ください。くか、問い合わせください。

### ●工事費の融資あっせん制度があります

下水道の排水設備工事には、次の改造資金の融資あっせん（無利子）を行っていますので、希望の人は指定工事店を通して申し込みください。

ただし、下水道が使用できる区域になってから3年以内に行う工事が対象となります。

★くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事：60万円以内（便槽が1個増すごとに30万円以内を加算）

★浄化槽を廃止する工事：30万円以内（浄化槽が1個増すごとに15万円以内を加算）

### ●雨水対策にご協力を

下水道へ接続すると、既存の浄化槽は不用となります。浄化槽を雨水貯留施設へ転用すると、次のメリットが期待できます。

★地域貢献になる：大雨時に河川や排水路への流出を抑えることができ、浸水被害の緩和につながります。

★節水になる：ガーデニングの水やりや洗車に利用できます。

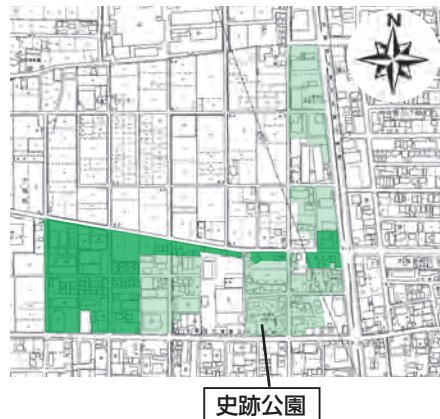
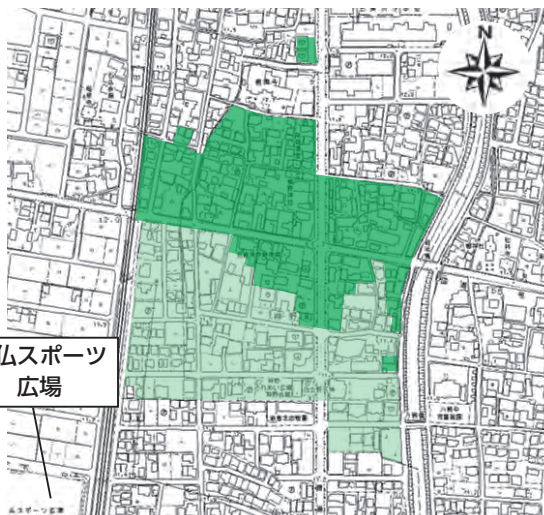
★災害対策になる：地震等での断水時にトイレ用水として利用できます。

※補助制度がありますので、事前に問い合わせください（工事後の申請はできません）。

## 新しく下水道が使用できる区域

令和7年4月1日から下水道が使用できる予定の区域

令和6年4月1日から下水道が使用できる区域

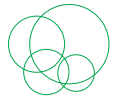


※補助金の額：工事費の4分の3に相当する額

★5～10人槽：補助限度額10万円

★11人槽以上：補助限度額15万円





# 第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び

## 介護保険事業計画を策定しました

●問合先 長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）

今回策定した第9期計画は、令和6年度から3年間の計画で、団塊世代が75歳以上に到達する2025年が含まれています。  
また、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する2040年も見据え、中長期的な視点に立った計画といえます。

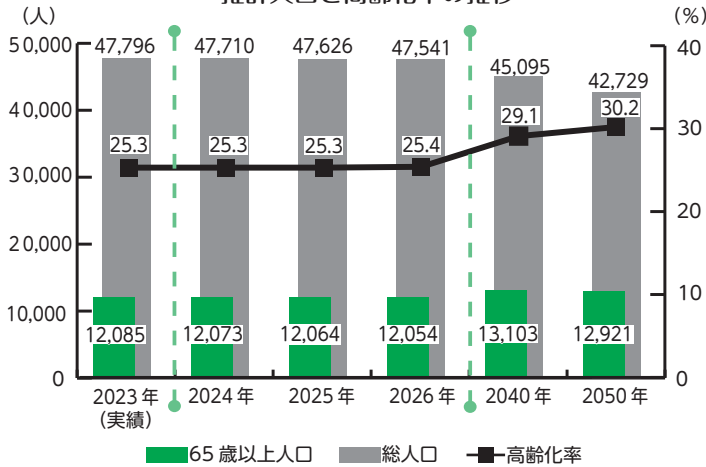
### ●計画の基本理念と基本目標

第8期の基本理念を継承し「みんな いきいき 居場所のある地域共生社会をめざして」を基本理念とします。

基本理念を実現するため、「ずっといられる居場所のあるまちづくり」、「いきいきと輝く居場所のあるまちづくり」、「介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり」の3つを基本目標に掲げて、各種施策・事業を推進していきます。

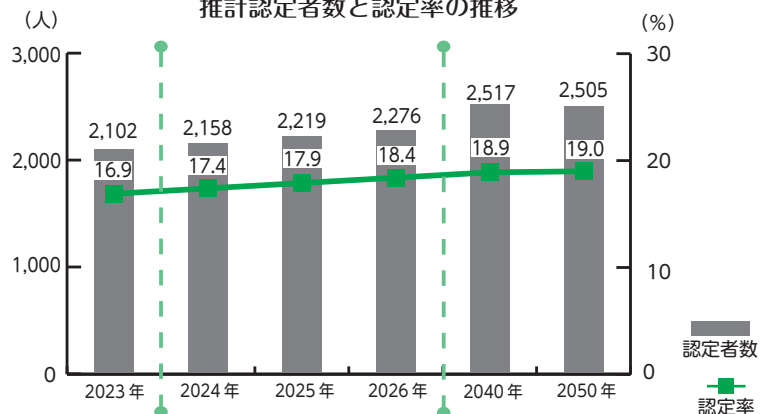
基本理念	みんな いきいき 居場所のある地域共生社会をめざして
基本目標1	ずっといられる居場所のあるまちづくり
基本目標2	いきいきと輝く居場所のあるまちづくり
基本目標3	介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり

### 推計人口と高齢化率の推移



●高齢者人口および後期高齢者人口と認定者数の推移  
令和5年10月1日現在、岩倉市の高齢者（65歳以上）数は1万2085人で、高齢化率は25.3%です。今後も、高齢化率は進むと考えられ、2040年には29.1%、2050年には30.2%になると予測されています。また、高齢化の進展により、要支援・要介護認定者の増加も予測し、現在、2102人の認定者は、2025年には2219人、2040年には2517人になると予測しています。

### 推計認定者数と認定率の推移



### ●介護保険給付費と介護保険財源の仕組み

認定者の増加に伴い、介護サービスの利用も増えます。第9期計画の介護サービスにかかる給付費は約102億円となる見込みです。  
介護保険給付に必要な費用は、公費50%と保険料50%でまかされています。第9期における65歳以上の人の負担分は約25億円となり、介護保険料の基準月額額は5391円となります。

令和6年度の65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料をお知らせします

問合せ先 長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）

介護保険料は、3年に1度見直しが行われます。市でも、介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料基準額及び所得段階等についての見直しを行いました。第9期計画期間（令和6年度から3年間）における介護保険料基準額（月額）は5,391円となり、第8期計画期間（令和3年度から3年間）より395円引き上げとなりました。

●仮徴収のお知らせ

65歳以上の人（第1号被保険者）の令和6年度の介護保険料は下表のとおりです。

年金から介護保険料が引かれる特別徴収の人には「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を、また、銀行等の金融機関の窓口や口座振替で納めていただく普通徴収の人には「納入通知書（仮徴収額通知書）」を4月上旬に送付します。

なお、お届けする通知書の保険料額は、令和5年度の保険料所得段階をもとに算定したものです。令和6年度の年間保険料額は、令和6年度の市民税の課税状況等をもとに7月に決定し、改めてお知らせします。

●低所得者の保険料の軽減について

消費税を財源として、所得段階第1段階～第3段階の保険料負担の軽減を行っています。

令和6年度所得段階別介護保険料

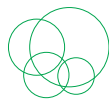
令和6年度から3年間の基準額（月額） 5,391円（所得段階の第5段階の額）

所得段階	対象者	計算方法	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人	5,391円×0.285 ×12カ月	軽減後 18,400円 (軽減前 29,400円)
	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	5,391円×0.485 ×12カ月	軽減後 31,300円 (軽減前 44,300円)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	5,391円×0.685 ×12カ月	軽減後 44,300円 (軽減前 44,600円)
第4段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	5,391円×0.9×12カ月	58,200円
第5段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	5,391円×1.0×12カ月	64,600円
第6段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の人	5,391円×1.2×12カ月	77,600円
第7段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	5,391円×1.3×12カ月	84,000円
第8段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	5,391円×1.5×12カ月	97,000円
第9段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	5,391円×1.7×12カ月	109,900円
第10段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	5,391円×1.9×12カ月	122,900円
第11段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	5,391円×2.1×12カ月	135,800円
第12段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	5,391円×2.3×12カ月	148,700円
第13段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	5,391円×2.4×12カ月	155,200円
第14段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人	5,391円×2.5×12カ月	161,700円
第15段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	5,391円×2.6×12カ月	168,100円
第16段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が1,500万円以上の人	5,391円×2.7×12カ月	174,600円

※同一世帯であるか否かは、4月1日時点の住民登録（年度途中で資格取得したときは資格取得日）で判定します。

※年度途中で第1号被保険者の資格を取得または喪失した場合は、上記年額から月割計算します。





# 令和6年度は、固定資産税・都市計画税の評価替えの年です

●問合先 税務課固定資産税グループ（☎38・5806）

## ●固定資産税・都市計画税とは

固定資産税と都市計画税は、1月1日現在に、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。

都市計画税は、市街化区域内に土地と家屋を所有している人に対してかかるもので、道路・公園・下水道などの事業費用に充てるための目的税です。

## ●評価替えと課税の仕組み

土地と家屋は、国の固定資産評価基準に基づいて評価します。

この評価した価格（評価額）は3年に一度見直し（評価替え）を行い、令和6年度はこの評価替えの年にあたります。今回見直した評価額は、土地の地目変更・分筆・合筆、地価の下落、建物の課税面積変更等の事情がない限り、3年間は据え置かれます。

## 1 土地

土地の評価は、令和5年1月1日現在の地価公示価格等（国土交通省や県の公表）の7割をめどに評価を行い、令和5年7月1日現在の地価の変動により評価額を修正しています。

## 2 家屋

家屋の評価替えの際、評価額の変動に影響を与えるのは次の2つです。

### ①物価水準による変動

評価額は、価格調査時点（令和4年7月）の物価水準を基本として算出します。このため、前回（令和元年7月）の物価水準と比較して上昇すれば、評価額が上がる要因となり、下落すれば下がる要因となります。

### ②経年減点補正率による変動

経年減点補正率とは、建築後の経過年数によって生ずる損耗による減価を評価額に反映するものです。ただし、この補正率は20%が最低値であるため、それ以降の減少はありません。

評価替えによる家屋の評価額は、①と②により決定します。ただし、

①と②により決定します。ただし、決定した評価額が前年より上回った場合（物価水準の変動による上昇が、経年による減少を上回った場合）は、これまでの評価額に据え置き、下回った場合は、前述のとおり①と②により決定したものが新しい評価額となります。

## 固定資産（土地・家屋）

### 価格等の縦覧

固定資産の縦覧制度は、納税者の皆さんが他の土地や家屋の価格との比較を通じて自己の資産の価格が適正に評価されているかを判断していただくための制度です。

## ●縦覧できる帳簿

①土地価格等縦覧帳簿（記載事項：所在・地番・課税地目・課税地積・評価額・市街化区分）  
②家屋価格等縦覧帳簿（記載事項：所在・地番・家屋番号・構造・用途・課税床面積・評価額・建築年）

●縦覧できる人 土地または家屋を所有している納税義務者と同世帯の親族、納税管理人、納税義務者の委任を受けた代理人  
なお、土地だけを所有している人は土地の縦覧帳簿のみ、家屋だけ所有している人は家屋の縦覧帳簿のみご覧になれます。

## ●手数料 無料

●持ち物 納税義務者であることが証明できるもの（納税通知書・運転免許証等）

また、代理人が縦覧される場合は、納税義務者からの委任状（法人の場合は、当該法人の所在地、名称および代表者の氏名の記入があるもの）が必要です。

●とき 4月1日（月）30（火）午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

●ところ 市役所2階税務課

## 後期高齢者医療保険にご加入の人へ

●問合先 市民窓口課医療グループ (☎ 50-0360)

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率等の改定を行いました。また保険料を構成する所得割率と被保険者均等割額のうち、被保険者均等割額の軽減措置が見直しされ、5割・2割軽減要件が拡大されます。

### 【保険料率】

区分	現行 (令和4・5年度)	改正後 (令和6・7年度)
所得割率	9.57%	11.13% ※
被保険者均等割額	49,398円	53,438円

※令和6年度の所得割率は基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人の場合、10.40%です。

### 【保険料の賦課限度額】

現行	改正後
66万円	80万円※

※令和6年度の賦課限度額は令和6年度中新たに75歳になる人を除き、73万円です。

### 【被保険者均等割額の軽減基準】

軽減措置	所得判定基準 (所得金額の合計)	
	現行	改正後
5割軽減	43万円 + 被保険者数 × 29万円以下	43万円 + 被保険者数 × 29.5万円以下
2割軽減	43万円 + 被保険者数 × 53.5万円以下	43万円 + 被保険者数 × 54.5万円以下

●令和6年度の納入通知書は7月に発送します。

## 国民健康保険・後期高齢者医療にご加入の人へ

### 年1回特定健診・健康診査を受けましょう

～健診費用0円、事前申込の場合は  
健診の所要時間は受付から約50分～

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)  
医療グループ (☎ 50-0360)

対象者には市民窓口課から4月中旬に申込はがきを送付します。事前申込での受診を希望される人は、はがきまたはインターネットで5月7日(火) (はがきは必着) までに申込みください。申込みの流れなどは、同時配布している令和6年度岩倉市けん診ガイドまたは市ホームページで確認してください。

対象者	・国民健康保険に加入している40歳以上の人 ・後期高齢者医療に加入している人
健診項目	問診、身体測定、身体診察、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査
費用・会場	無料・保健センター

令和6年度の特定健診・健康診査は「事前申込あり」か「事前申込なし」を選択できるようになりました。

事前申込	あり (インターネット予約がおすすめです)	なし
健診日程	7月1日(月)～17日(水)、 8月19日(月)～9月4日(水) (土日祝除く)	6月24日(月)～28日(金) ※この5日間以外は事前申込が必要
受付時間	午後0時30分～1時30分 ※実際の受付時間は受診券でお知らせ	正午～午後1時15分
所要時間	受付から約50分	約90分 (当日の受付人数状況による)
持ち物	6月初旬に発送する受診券、問診表、採尿等	4月中旬に発送する申込はがき (切り取らず)、 健康保険証





## 国民年金保険料と学生納付特例制度をお知らせします

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833) ・一宮年金事務所 (☎ 0586-45-1418)

### ●国民年金保険料 (令和6年度) 月額 16,980 円

保険料の納付は、毎月納付のほかに、まとめて納付すると保険料が安くなる前納の制度もあります。

#### 【学生納付特例制度】

学生の皆さんの保険料の支払いを猶予し、社会人になってから納めることができる学生納付特例制度があります。

●対象者 20歳以上の学生で、本人の所得が一定以下の人

ただし、各種学校などで、修業年限が1年未満の学校に通う学生は対象となりません。

●持ち物 学生証 (または在学証明書)

●申請期間 申請月の2年1カ月前～申請月の年度末

●承認されると… ①万一の事故や病気で障害が残ったときでも、一定の要件を満たしていれば、「障害基礎年金」が受けられます。

②承認期間は、老齢基礎年金を受けるための受給資格期間には算入されますが、年金額の計算には入りません。

③10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。

●その他 マイナポータルを利用した国民年金被保険者の資格取得 (種別変更) の届出、国民年金保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請の電子申請が可能です。※詳しくは、右記二次元コードよりご覧ください。



## 福祉医療費助成制度をお知らせします

●問合先 市民窓口課医療グループ (☎ 50-0360)

制度名	対象者	助成の範囲
子ども医療	・18歳到達年度末まで	保険診療の自己負担額
障害者医療	・身体障害者 1～3級 ・ // 4級 (腎臓機能障害) ・ // 4～6級 (進行性筋萎縮症) ・知的障害者 知能指数 50以下 ・自閉症状群と診断された人 (高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む) ・精神障害者 1・2級	保険診療の自己負担額
	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条に基づく自立支援医療 (精神通院) を受けている人	精神通院医療に係る保険診療の自己負担額
	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条の規定による精神障害者と診断され入院した人 (アルコール依存症など病名により助成が受けられない場合があります)	入院治療に係る保険診療の自己負担額
母子・父子家庭医療 (所得制限あり)	・母子 (父子) 家庭の母 (父) およびその18歳以下の子 ・父母のいない18歳以下の子 ※18歳以下の子とは、18歳に達した日の属する年度の末日までです。	保険診療の自己負担額
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに当てはまる人 ・身体障害者 1～3級 ・ // 4級 (腎臓機能障害) ・ // 4～6級 (進行性筋萎縮症) ・知的障害者 知能指数 50以下 ・自閉症状群と診断された人 (高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む) ・精神障害者 1・2級 ・戦傷病者 (所得制限あり) ・精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ・母子・父子家庭の人 (所得制限あり) ・介護保険の要介護認定4または5で生活介護を3カ月以上継続して受け、主たる生計維持者が市民税非課税の人 ・長寿介護課のひとり暮らしの認定を受けている市民税非課税世帯で、税法上の被扶養者になっていない人	保険診療の自己負担額

# 健康講座

## 歯周病は認知症を「誘発」や「早める」

可能性があります！

尾北歯科医師会岩倉地区会 浜島 悟

突然ですが、みなさんに質問です。

ご自分が「歯周病」だと思いますか？

歯周病とは、歯の表面の細菌の塊（プラーク）の中の歯周病菌が歯肉に入り込み、慢性的な炎症を引き起こして、歯を支える骨を溶かす病気です。30代～60代の人に多く、30代以上では、3人に2人が歯周病の症状があり、年代が上がるに従って、症状が進行した人の割合が増加し、歯を喪失していく70代ごろまで続きます。また、歯周病は、歯を失う原因になるだけでなく、全身のいろいろな病気と関連することがわかってきています。

糖尿病の悪化、心筋梗塞、呼吸器疾患などのリスクを高めます。炎症物質などが血流に乗って全身を巡り、体の各所に影響すると考えられています。最近では歯周病と認知症の関係も注目されています。

九州大によるマウスを使った研究で、認知症の3分の2を占めるアルツハイマー病を、歯周病が引き起こしたり、進行を早めたりする可能性が示されました。

マウスに、歯周病菌を3週間投与したところ、アルツハイマー病の原因物質とされるタンパク質「アミロイドβ（Aβ）」が、歯周病菌を投与しなかったマウスと比べて脳内に10倍蓄積し、記憶力の低下が起きました。

まだマウスの実験なので、今後の研究が待たれますが、Aβは、認知症の症状が出る20年ほど前から脳内に蓄積し始めるとされます。歯周病を治療することは、認知症の発症予防に役立つでしょう。

また、2021年に発表された海外の研究で、歯を1本失うごとに認知症になるリスクが1.1%高まり、20本失うと約1.2倍認知症になりやすいという結果も発表されています。

★定期的に歯医者さんに行こう！  
定期的に歯科に通うことをお勧めします。歯周病予防のために歯のお掃除をしましょう。そして、全身の健康維持のために、歯磨きが非常に重要です。歯周病の説明や歯磨きの指導が丁寧なかかりつけを探してください。

### 【口の中の健康と認知症の関係】



歯を1本失うごとに  
認知症のリスクが1.1%上昇



定期的に歯科を受診し、  
歯周病予防の  
ブラッシング指導を受けましょう



## イベント

### 第28回 岩倉ポップスコンサート

生涯学習課生涯学習グループ  
(☎ 38-5819)

ディズニー作品の名曲たちと、映画のテーマ曲集をお届けし、第1部では岩倉市ジュニアオーケストラと一部の曲を共演します。

- とき 6月2日(日)開演…午後2時(開場…午後1時30分)
- ところ アデリア総合体育文化センター多目的ホール
- 指揮 高井優希
- 演奏 セントラル愛知交響楽団、岩倉市ジュニアオーケストラ有志
- 曲目 リトル・マーメイドよりアンダー・ザ・シー、ハリー・ポッターメドレー ほか
- 入場料 一般1,500円、高校生以下700円(全自由席)  
※未就学児は入場できません。
- チケット販売開始日 4月19日(金)
- チケット販売場所 アデリア総合体育文化センター、生涯学習センター、図書館、市役所6階生涯学習課

### セントラル愛知交響楽団 第30回岩倉定期演奏会

生涯学習課生涯学習グループ  
(☎ 38-5819)、  
セントラル愛知交響楽団事務局  
(☎ 052-581-3851)

- とき 7月14日(日)午後2時～(午後1時30分開場)
- ところ アデリア総合体育文化センター多目的ホール
- 指揮 古谷誠一
- 独唱 桜井万祐子(メゾ・ソプラノ)
- 演奏 セントラル愛知交響楽団
- 曲目 ビゼー/歌劇「カルメン」よりハバナラ、ベートーヴェン/交響曲第7番 ほか
- 入場料 2,500円※25歳以下は1,250円、未就学児入場不可
- チケット販売開始日 4月19日(金)
- チケット販売場所 アデリア総合体育文化センター、生涯学習センター、図書館、市役所6階生涯学習課、アピタパワー岩倉店
- 主催 公益社団法人セントラル愛知交響楽団
- 後援 岩倉市教育委員会、愛知県教育委員会

## ソフトテニス大会

岩倉市ソフトテニス協会 小池(☎ 090-4447-3137)

- とき 4月21日(日)  
午前9時～受付  
午前10時～試合開始  
(雨天予備日4月28日(日))
- ところ 野寄テニスコート
- 種目 男女別ダブルス
- 参加資格 市内在住、在勤または在学の高校生以上
- 参加費 1人500円
- 申し込み 当日会場で受付

## 情報コーナー

Iwakura City Information

- イベント……………P28
- 募 集……………P32
- 健 康……………P38
- お知らせ……………P38

## イベント

### ロビーコンサート 「歌とピアノで春を感じる コンサート」

生涯学習課生涯学習グループ  
(☎ 38-5819)

春にふさわしい華やかなプログラムをピアノの音色と歌声でお送りします。日曜日の屋下がりにも、素敵な春に会いにきませんか♪

- とき 4月21日(日)午後1時30分～2時30分
- ところ 市役所1階ミニステージ
- 出演者 加藤ゆりな(ソプラノ)、長田理恵(ピアノ)
- 演奏曲 すてきな春に、さくらさくら幻想曲、春よ、来い ほか



イベント

募集

健康

お知らせ

## リフォームの補助金・減税 があること、見逃していませんか？

制度があることに気付かないまま工事を進めてしまうと、せっかくの補助金・減税を受けることができなくなります。手遅れになる前に、対象になるか否かをお確かめください。

お問い合わせはこちら

**ニワホーム株式会社**  
岩倉市神野町東7(平安会館岩倉産場向かい)  
**0120-44-8968**



最新の補助金・減税など  
リフォームのお得情報は  
当社HPに随時掲載。  
このQRコードから。

## 不動産売買・買取・相続

相談してあんしん！ 岩倉のちいさな不動産や



**すずき不動産事務所**  
Suzuki real estate office

☎ 0587-81-5842

T 482-0041 岩倉市東町白山25-29  
http://www.suzuki-realestate.com/

広告

広告

## イベント

### 市民茶会

生涯学習課生涯学習グループ  
(☎ 38-5819)

- とき 4月27日(土)午前9時30分～午後1時(雨天決行)
- ところ 史跡公園
- 内容 岩倉市文化協会・茶華道連盟(席主…河村社中)による抹茶の接待(一席200円)
- 同時開催  
★箏曲和音の会による箏の演奏(雨天中止)  
★岩倉焼き物を楽しむ会によるチャリティーコーナー(陶芸作品展併設)※雨天中止の場合あり
- 主催 岩倉市・岩倉市教育委員会

### 岩倉市民新人戦卓球大会

岩倉市卓球協会事務局  
西脇(☎ 38-5066)

- とき 5月12日(日)午前9時～
- ところ アデリア総合体育文化センターアリーナ
- 種目 男女別個人戦
- 試合方法 予選リーグ後、決勝トーナメント
- 参加資格 市内在住、在勤の小中学生以上、岩倉市卓球協会会員
- 参加費 小学生・中学生200円、高校生以上・一般300円、卓球協会会員は無料
- 申し込み 4月25日(木)までに上記連絡先または岩倉市スポーツ協会事務局(生涯学習課内)

### 子育て支援センター育児講座

子育て支援センター(市民プラザ内☎ 38-3911)

#### 【ベビトレヨガ(4月・5月)】

心と身体のバランスが崩れやすい産後のお母さんのケアと、ベビーマッサージや赤ちゃんの脳トレあそびをお子さんと一緒に楽しみましょう。一緒に身体を動かしながら、赤ちゃんとの楽しい時間を過ごしてみませんか?

今年度より7か月～満1歳のベビトレヨガを4カ月に1回開催予定です。

- とき 午前10時～11時30分  
【受講日に満3か月から6か月の乳児親子】  
4月18日(木)・5月16日(木)  
【7か月～満1歳の親子】  
5月9日(木)
- ところ 子育て支援センター活動室
- 講師 八木純子さん(ベビトレヨガインストラクター)
- 定員 親子10組
- 申し込み 4月18日・5月16日は月の始めの各1日から。5月9日は、4月15日から予約開始  
平日 午前10時～(電話可)  
※初回の人を優先します。2回目の受講を希望される人は、問い合わせてください。

#### 【元気なお口の育て方】

小さなお子さんのお口は、日々成長しています。どの様に成長しているのか、何に気をつければいいのか、一緒にお口のことについて考えてみませんか。

- とき 4月15日(月)午前10時～11時30分
- ところ 子育て支援センター
- 講師 中村和子さん(歯科衛生士)
- 定員 親子10組前後
- 申込受付 4月1日(月)から平日午前10時～午後4時(電話可)

## 不動産無料相談所

- ※ 毎週 土曜・日曜・月曜日 11:00～15:00
- ※ 予約不要(直接お越しください)気軽にどうぞ!
- ※ 時間外でも対応します

フリーダイヤル 0120-87-1866

一宮市和光1-6-8(和光ビル1F) \*駐車場は西側  
不動産無料相談所/(株)東洋土地建物  
TEL 0586-71-1866 FAX 0586-71-1867

広告

相談・お見積り無料!! 住まいのお悩み解決します!

屋根・外壁・雨どい  
**リフォーム**  
専門店

☎0120-353-981

有限会社 エクセレントショップ **きはら**

〒481-0038 北名古屋市長重吉原64-1 TEL: 0568-26-1681



広告



# イベント

## 公立保育園ちびっこクラブのご案内

こども家庭課保育グループ (☎ 50-0372)

時間はいずれも午前 10 時～ 11 時です。

<持ち物> ・帽子・タオル・着替え・お茶

園名	中部保育園	北部保育園	南部保育園	東部保育園	西部保育園	仙奈保育園	下寺保育園
日程	☎ 37-0416	☎ 37-2705	☎ 37-2605	☎ 37-0916	☎ 37-3835	☎ 66-2907	☎ 66-3309
5/7 (火)	園庭あそび						
6/4 (火)	園庭あそび (砂あそび)						
7/2 (火)	七夕飾り作り						
9/3 (火)	水あそび						
10/8 (火)	運動会ごっこ						
11/13 (水)	園庭あそび (砂あそび)	親子あそび			園庭あそび (砂あそび)	親子あそび	園庭あそび (砂あそび)
12/11 (水)	クリスマス会						
1/15 (水)	リズムあそび			小麦粉粘土あそび			
2/4 (火)	お楽しみ会						

★ちびっこクラブは全て予約制です (予約の受付は前月のちびっこクラブの次の日から前日まで)。

※ 5 月の予約は 4 月 8 日(月)から、9 月の予約は 8 月 1 日(木)から受け付けます。

★参加する保育園に電話 (平日の午前 10 時～午後 3 時) で予約してください。

★詳しい内容などは、各園にお尋ねください。

★当日はお子さん・保護者とも検温をしてから参加してください。

★おさんは保護者が責任を持って見ていただくようお願いいたします。

★園庭あそびは天候により室内あそびに変わります。

★駐車場がありませんので、徒歩か自転車で来てください。

子育ての悩みなど、  
保育士に気軽に相談  
してください。

### 市民スペース

生涯学習課生涯学習グループ  
(☎ 38-5819)

#### 市役所庁舎市民ギャラリー

【UD 作品コンクール入賞者作品展】

●とき 4月1日(月)午前 11 時～  
7日(日)午後 5 時

●問合先 大野 (☎ 090-3566-  
3393)

#### 市役所庁舎ミニステージ

【カメラ春のコンサート】

●とき 4月20日(土)午後 2 時～  
3 時

●問合先 一木 (☎ 080-6912-  
0876)

### 春のおはなし会 (子ども読書の日記念)

生涯学習課図書館グループ  
(☎ 37-6804)

4月23日は子ども読書の日です。子ども読書の日になんだおはなし会を開催します。

●とき 4月20日(土)午後 3 時～

●ところ 図書館 2 階視聴覚室

●出演 岩倉市図書館おはなし会

●内容 大型紙芝居、パネルシアターの上演、大型絵本の読み聞かせなど



### 心の居場所「あみ〜ご」

福祉課障がい福祉グループ  
(☎ 38-5809)

「あみ〜ご」は、心が疲れているなあと感じている人や、家から一歩を踏み出したい人が、無理なくゆるやかに参加できる場所で、精神障害者家族会、ボランティアの人たちにより開催されています。自分のペースで、自由にゆったりご参加ください。

また、ボランティアとして「あみ〜ご」に参加していただける人を募集しています。詳しくは問い合わせください。

●とき 毎月第 3 金曜日 午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分(祝日を除く)

●ところ ふれあいセンター 2 階多目的ホール (和室)

●参加費 100 円

イベント

募集

健康

お知らせ

## 4コートバレーボール大会

岩倉スポーツクラブ事務局  
(アデリア総合体育文化センター内 ☎ 66-2222)

4コートバレーボールは、十字に張ったネットをはさんで、4つのチーム(1チーム4人)がボールを打ち合うゲームです。基本的なルールはバレーボールと同じです。ボールはビーチボールを使用しますので、誰でも手軽に楽しめるスポーツです。未経験の人も参加ください。

- とき 5月11日(土)午前9時～正午
- ところ アデリア総合体育文化センターアリーナ
- 参加費 1人300円(保険料含む) ※岩倉スポーツクラブ会員は100円  
※電話での受付は不可
- 対象 市内在住または在勤の小学3年生以上
- 定員 10チーム(1チーム4人)
- 持ち物 屋内シューズ、汗ふきタオル、水筒など
- 申し込み 4月30日(火)(先着順)までに岩倉スポーツクラブ事務局(アデリア総合体育文化センター内)に申し込みください。

## ストーリーテリングのおはなし会

生涯学習課図書館グループ  
(☎ 37-6804)

- とき 4月21日(日)午後3時～
- ところ 図書館2階視聴覚室
- 語り手 ストーリーテリングお豆の会
- 対象 5歳～大人
- プログラム 「あめだま」ほか

## 頭と体がスッキリ! スクエアステップ講座を行います

長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

スクエアステップは、認知機能を向上し、転倒予防などに効果のある運動です。一辺25cmの正方形を横4個、縦10個の計40個並べたマットを利用し、指導者のステップパターンを見て覚え、自分でステップしながら前に進む運動です。ステップの難易度は段階的に増していきます。これを機に、ステップを踏んだ後の満足感、爽快感、達成感を味わってみましょう。

また、アデリア総合体育文化センターで開催するコースを増やしました。より多くの方が参加するため、同じ月に複数のコースに参加することは遠慮してください。

### ★アデリア総合体育文化センター開催コース

コース名	実施日程・時間・場所	持ち物
第3水曜日 コース	4/17、5/15、6/19、7/17、9/18 午後1時～2時30分 多目的ホール	動きやすい服装、 タオル、飲み物
第3木曜日 コース	4/18、5/16、6/20、7/18、9/19 午前11時～午後0時30分 多目的ホール	動きやすい服装、 タオル、飲み物

### ★市民プラザ開催コース

コース名	実施日程・時間・場所	持ち物
第3金曜日 コース	4/19、5/17、6/21、7/19、9/20 午前10時～11時30分 多目的ホール	動きやすい服装、 タオル、飲み物

## いわくら観光講座

観光情報ステーション  
(☎ 81-3368)

- とき 4月20日(土)午前10時～11時50分
- ところ 生涯学習センター研修室1・2
- 講師 岩田祥孝(いわしてんぐ)さん(元吉本興業所属のお笑い芸人)
- 定員 40人(先着順)
- 参加費 無料
- 申し込み 4月12日(金)午後5時までに上記問合先まで電話、メール(mail@iwakura-kanko.com)または、直接申し込みください。
- 主催 岩倉市・NPO法人いわくら観光振興会



## みどりのコンサート ～管楽器の響き～

地域交流センターみどりの家  
(☎ 66-6700)

セントラル愛知交響楽団音楽主幹山本雅士さんを中心としたメンバーが、楽しいお話を交えて、ホルン四重奏、トランペットアンサンブルなどを演奏します。

- とき 4月13日(土)午後2時～
- ところ みどりの家ふれあい交流ホール 入場無料、駐車場はありません。
- 演奏 ♪ファインキングホルンアンサンブル  
♪トランペットアンサンブル  
ジョイフル
- 曲目 F.シュトラウス：ロマンズ、モーツァルト：ホルン協奏曲第1番、川の流れるように 他

# 募集

## 岩倉市スポーツ協会会員

岩倉市スポーツ協会事務局（生涯学習課スポーツグループ内 ☎ 38-5819）

団体名	会場	とき	会費	対象	募集	責任者	申込先
ソフトテニス協会	野寄テニスコート	水・土・日曜日 午前9時～午後1時	入会金 2,000円 年 12,000円	高校生以上	多数	小池幸夫	会場で受け付け 小池幸夫 090-4447-3137
剣道連盟	岩倉中学校弘道館	月・金曜日 午後6時45分～ 8時50分	年 5,000円	中学生以上	多数	浅野史朗 吉原辰美	会場で受け付け
	アデリア総合体育文化センター	土曜日 午後6時～8時45分					
居合道	岩倉中学校弘道館	水・土曜日 午後6時45分～ 8時45分	年会費 一般 20,000円 高校生以下 10,000円	中学生以上	多数	松岡良高	会場で受け付け
テニス協会	野寄テニスコート	土・日曜日 午前9時～午後5時	入会金 3,000円 月 800円	一般	多数	深谷修啓	会場で受け付け
山岳会	アデリア総合体育文化センター	例会・月2回 午後7時30分～9時	年 7,200円	一般	多数	桐山雅史	会場または 加藤幸博 090-3445-0924
バスケットボール部	アデリア総合体育文化センター	土曜日 午後7時～9時	月 500円	一般	多数	山口友香	会場で受け付け
軟式野球連盟	野寄スポーツ広場	3月中旬～12月下旬	年間 50,000円	一般社会人 (大学生可、 他登録なし)	1チーム (最低10人以上)	森山 等	岩倉市スポーツ協会事務局 (生涯学習課内)

ソフトボール（男子・女子）を希望されるチームは、ソフトボール（事務局）鈴木貴博（☎ 090-5600-7153）まで連絡してください。

### 【サッカー協会】

団体名	会場	とき	会費	対象	募集	責任者	申込先
サッカー	サッカー協会事務局から連絡		年 12,000円程度	一般	若干	伊達秀豊	会場で受け付け または 岩倉市スポーツ協会事務局 (生涯学習課内)
フットサル(女子)	アデリア総合体育文化センター	第2金曜日・第4木曜日 午後7時～9時	1回 200円	女性 (中学生以上)	多数	船橋 恵	
岩倉フットサル部	アデリア総合体育文化センター	毎月2回(各リーグ1回) 午後5時～9時	年間 40,000円 (チーム)	チーム(U-15 以上で構成・ 成人の責任者 が必要)	若干 (チーム登録)	フットサル事務局 担当 原口	

### 【卓球協会】

団体名	会場	とき	会費	対象	募集	責任者	申込先	
北小卓球	北小学校屋内運動場等複合施設	木曜日 午後7時30分～ 9時30分	年会費 一般 4,000円 中学生 3,000円 高校生 3,000円 +スポーツ保険	一般、 高校生	多数	梶谷真行	会場で受け付け	
東小卓球	東小学校体育館	日曜日 午前9時～ 午後0時30分		一般、 高校生	多数	北上俊文	会場で受け付け	
				スポ少受付中（詳細は会場で確認してください）				
南中卓球	南部中学校体育館	水曜日 午後7時30分～ 9時30分		一般、 高校生	多数	池上静雄	会場で受け付け	
ママさん卓球	アデリア総合体育文化センター	木曜日 午前9時～正午	年会費 4,600円 +スポーツ保険	女性	若干名	長谷川鈴代	会場で受け付け	



# 募集

## 【空手道連盟】

団体名	会場	とき	会費	対象	募集	指導者	申込先
北空手道	アデリア総合体育文化センター	水・金曜日 午後6時30分～9時	入会金 2,000円 月 1,000円	一般、 小・中・高校生	多数	菅井 明誠 戸継 誠	会場で受け付け
五条川空手道	五条川小学校体育館	月・水曜日 午後7時～8時30分	入会金 2,000円 月 1,500円	一般、 未就学児～高校生	多数	胡桃沢修一 丹羽金昇	会場で受け付け
東新町空手道	東小学校体育館	金曜日 午後7時～9時	月 2,000円	一般、 小・中・高校生	多数	村松真理子	会場で受け付け (☎ 37-8343)

## 【バレーボール協会】

団体名	会場	とき	会費	対象	申込先
岩倉北	北小学校屋内運動場等複合施設	土曜日 午後2時30分～4時30分	月 300円	女性	会場で受け付け
岩倉南V	南小学校体育館	水曜日 午後7時～9時30分 土曜日 午後1時30分～4時30分	月 500円	女性	会場で受け付け
岩倉東	東小学校体育館	水曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	女性	会場で受け付け
五条川	五条川小学校体育館	土曜日 午後2時30分～5時	月 500円	女性	会場で受け付け
岩倉曾野	曾野小学校体育館	火・土曜日 午後7時～9時30分	月 600円	女性	会場で受け付け
つくし	北小学校屋内運動場等複合施設	土曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	女性	会場で受け付け
FVI	北小学校屋内運動場等複合施設	月曜日 午後7時～9時30分	月 500円	高校生以上の男女	会場で受け付け

## 【バドミントン協会】

団体名	会場	とき	会費	対象	申込先
北小バドミントン	北小学校屋内運動場等複合施設	火曜日 午後7時30分～9時30分	月 700円	一般	会場で受け付け
東小バドミントン	東小学校体育館	月曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	一般	会場で受け付け
五条川小バドミントン	五条川小学校体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	一般 (若干名)	会場で受け付け
曾野小バドミントン	曾野小学校体育館	木曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	一般	会場で受け付け
南中バドミントン	南部中学校体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	一般	会場で受け付け
総体バドミントン	アデリア総合体育文化センター	木曜日 午前9時～午後1時	月 1,000円	一般 (若干名)	会場で受け付け
		土曜日 午後7時～9時	月 900円	一般 (若干名)	会場で受け付け

## 募集

### 自転車活用推進計画 検討委員会委員

都市整備課整備グループ (☎ 38-5814、メール toshiseibi@city.iwakura.lg.jp)

自転車活用推進法の規定に基づく自転車活用推進計画策定の検討を行うにあたり、令和6年度から新たに自転車活用推進計画検討委員会を設置するため委員を公募します。

- 会議 年3回程度(平日、昼間を予定)
- 任期 委嘱した日から令和7年3月31日まで
- 募集人数 1人
- 応募資格 市内在住の人
- 応募方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、メールまたは持参で提出してください。応募用紙は、都市整備課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。
- 応募期限 4月12日(金)(必着)
- 選考結果 後日、応募者全員に書面でお知らせします。

### 支援センター情報誌 『かわらばん』の表紙絵

市民活動支援センター  
(☎ 37-0257、メール info@iwakura-plaza.jp)

市民活動支援センターが毎月発行する情報誌『かわらばん』の表紙を飾る「絵」や「作品」を団体または個人から募集しています。

応募は市民プラザの受付に提出するかメールで送付してください。取材と選考のうえ、採用された作品を表紙に掲載します。

なお、採用作品は市民活動支援センターが作成するチラシやカレンダーにも使用するほか、センター登録団体が運営するバーチャル美術館に掲載する予定です。

### ミニステージ・市民ギャラリーの利用者

生涯学習課生涯学習グループ (☎ 38-5819)

市役所の庁舎には、市民の皆さんに利用していただけるミニステージとギャラリーがあります。作品発表の展示会や仲間同士でコンサートを開いてみてはいかがでしょうか。どちらも無料で利用できます。

#### 【ミニステージ】

1階東玄関付近に位置するステージです。少人数のアンサンブルなどに向いています。

- 利用時間 土・日曜日の午前8時30分～午後4時30分(庁舎管理上、利用できない日があります)
- ジャンル 自由(ただし、カラオケは除く)
- 舞台面積 約6m×3.5m
- 設備 グランドピアノ、マイクなど(事前の利用申請が必要)

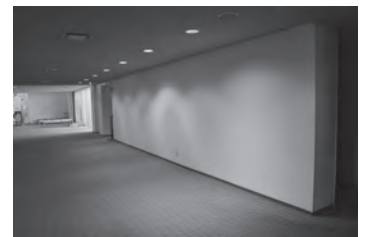
#### 【市民ギャラリー】

2階レストラン入口に面し、窓からは庭園も見渡せる明るいスペースです。絵画や書、写真などの作品展示に適しています。

- 利用期間 月曜日から日曜日までの7日間(庁舎管理上、利用できない日があります)
- 利用時間 午前8時30分～午後7時
- ジャンル 自由(ただし、文化・芸術作品等の展示に限る)
- 展示スペース 約22m
- 設備 展示ボード(170cm×120cm)、ガラスケースなど(事前の利用申請が必要)



▲ミニステージ



▲市民ギャラリー

#### 【利用申込】

- 令和6年度申込受付
    - ・4月1日受付開始…7～9月利用分
    - ・7月1日受付開始…10～12月利用分
    - ・10月1日受付開始…1～3月利用分
    - ・令和7年1月6日受付開始…4～6月利用分
  - 受付時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時(休日を除く)
  - 受付場所 市役所6階生涯学習課
  - ★利用申込できる人は市内在住または在勤・在学者に限ります。
  - ★申込受付月の初日の午前9時の時点で希望日時の重なる申請があった場合は抽選です。
- ※利用にあたっての注意事項等は、市ホームページまたは生涯学習課で確認してください。

イベント

募集

健康

お知らせ

# 募集

## 中学生海外派遣事業

学校教育課学校教育グループ (☎ 38-5818)

将来を担う中学生の皆さんに、国際的な視野と見識を深めてもらうため、海外に派遣する中学生を募集します。モンゴルは、雄大な大自然に恵まれ、伝統的な文化や生活を満喫できる国です。現地ではホームステイや現地学校訪問、乗馬・ゲルなどの体験活動を行います。

- 派遣期間 8月3日(土)～10日(土)7泊8日※変更になる場合があります。
  - 派遣先 モンゴル ウランバートル
  - 対象 ①市内に在住の中学生(私立中学生も含む)
  - ②心身ともに健康で、研修意欲が旺盛な生徒
  - ③保護者の承認が得られる生徒
  - ④自身の写真等が報告集や市ホームページ、広報いわくら等に掲載されることに了承できること。
  - ⑤5月20日(月)までにパスポートが取得可能な生徒(既取得者はモンゴル入国時6カ月以上の残存期間がある生徒)
- ※事前研修、派遣報告会などに参加する必要があります(学校行事による欠席は除く)。
- 募集人数 10人(中学3年生6人、中学1・2年生4人を原則とします)
  - 参加費用 1人3万円(パスポート取得費用・任意保険料・健康診断等、別に自己負担有り)
  - 申し込み 4月1日(月)から22日(月)(必着)までに参加申込書に必要事項を生徒本人が記入のうえ、市立中学校の中学生は在籍する学校へ、それ以外の中学生は、学校教育課へ提出してください(郵送可)。申込書は、市ホームページ、各市立中学校にあります。
  - 選考方法 1次試験(面接)、1次試験通過者のうちから後日公開抽選で参加者10人を決定
  - その他 詳細な日程等については市ホームページを確認してください。



## 自衛官採用案内

自衛隊愛知地方協力本部 小牧分駐所 (☎ 0568-73-2190)



採用種目	一般幹部候補生	一般曹候補生	自衛官候補生	予備自衛官補
試験期日	1次試験 第1回目：4月20日(土)、21日(日) 第2回目：6月22日(土)	第1次試験5月17日(金)から26日(日)までのうち指定する1日	受付時または自衛隊愛知地方協力本部のホームページでお知らせします。	4月6日(土)から21日(日)までの間の指定された1日
応募資格	令和7年4月1日現在、日本国籍を有する22歳以上26歳未満の人(20歳以上22歳未満の人は大卒(見込含)、修士課程修了者等(見込含))は28歳未満の人)	採用予定月の1日現在、日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人(32歳の人)は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人)	採用予定月の1日現在、日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人(32歳の人)は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人)	一般公募：日本国籍を有する18歳以上52歳未満 技能公募：18歳以上で国家免許資格等を有する人(資格により年齢上限は53歳未満～55歳未満) ※年齢計算期日：令和6年7月1日
受付期間(締切日必着)	第1回目：3月1日(金)～4月12日(金) 第2回目：4月24日(水)～6月13日(木)	3月1日(金)～5月7日(火)	年間を通じて行っています。	1月22日(月)～4月11日(木)
採用期日	令和7年3月中旬～4月上旬	令和7年3月下旬～4月上旬	令和7年3月下旬～4月上旬※上記の他に設定する場合があります。	教育訓練開始時期：令和6年7月以降

※勤務条件等については、問い合わせください。

イベント

募集

健康

お知らせ



## 募集

### 稲づくり農業体験で「あいちのかおり」を栽培してみませんか

商工農政課農政グループ  
(☎ 38-5812)

田植えから稲刈り(収穫)までを農業者の指導により、参加者全員で行います。また、収穫したお米は、参加家族で分配します。

- 募集期間 4月8日(月)～19日(金)
  - 定員 15組程度※申込状況によっては、抽選を行う場合があります。
  - 申し込み 二次元コードを読み取り、電子申請・届出システムから申し込みください。
  - 参加費 3千円(1家族)1回目の参加時に集金します。
  - ところ 東町白山252
  - 作業予定  
6月9日(日) 田植え  
7月中旬 草取り  
8月上旬 ヒエ刈り  
10月下旬 稲刈り
- ※上記のほか、稲を食べてしまうジャンボタニシを捕まえるトラップづくりなども予定しています。
- なお、天候や生育状況により作業の予定は変更されることがあります。



### 会計年度任用職員(多世代交流センター用務員)

長寿介護課長寿福祉グループ(☎ 38-5811)

- 勤務時間等 月～土曜日(うち週2～3日程度)  
午前9時～午後5時15分  
※シフト制  
※休日に出勤する場合あり
- 勤務場所 多世代交流センター さくらの家
- 任用期間 令和7年3月31日(月)まで
- 報酬単価(見込) 時間額 1,068円～
- 募集人数 1人
- 提出書類 履歴書(市販可)
- 提出方法 郵送または直接、市役所1階長寿介護課へ提出
- 提出期限 4月12日(金)
- 選考方法 書類選考または面接
- その他 通勤方法や距離に応じて、通勤に係る費用が支給される場合があります。  
最低賃金額の変更や給与改定等により、報酬単価が変更となる場合があります。

### アダプトプログラム(公園・道路等の里親制度)参加者

環境政策課さくら・川・環境グループ(☎ 38-5808)

自分たちの住むこのまちをきれいにしよう、自分たちの地域に愛着を持ってもらう、そんな気持ちを持つ市民による、アダプトプログラム(公園・道路等の里親制度)を実施しています。

- アダプトプログラムとは  
「アダプト」とは英語で、「養子にする」という意味で、公園・道路等を「里子」と見立て、市民の皆さんが「里親」となって定期的に空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集や除草等の環境美化活動を行うというものです。  
皆さんの手によって、ごみ散乱のない公園・道路等を一緒に育ててみませんか。
- 対象 友人グループ、スポーツ団体、趣味サークル、企業などの団体および個人
- 支給物品 ごみ袋、清掃道具
- 手続き 環境政策課に用意してある「アダプトプログラム申込書(里親届)」に必要事項を記入し、提出してください。  
※様式については、市ホームページにも掲載してあります。

### 人形劇フェスティバル実行委員(ボランティア)

生涯学習課図書館グループ(☎ 37-6804)

図書館では、毎年、人形劇フェスティバルを開催しています。  
今年は9月14日(土)に予定していますが、その企画・運営に携わっていただく実行委員を募集します。

- 主な活動内容 人形劇フェスティバルのPR、子ども手づくりおもちゃコーナーの企画、当日の会場運営など
- ※フェスティバル当日まで毎月1、2回程度集まる予定
- 申し込み 4月15日(月)までに図書館まで連絡してください(電話可)。

イベント

募集

健康

お知らせ

## 緑のカーテンを設置する事業所

環境政策課さくら・川・環境グループ (☎ 38-5808、メール kankyouseisaku@city.iwakura.lg.jp)

事業所の緑化や地球温暖化対策の取り組みの一環として、花や緑を楽しみながら緑のカーテンを育ててみませんか。

### ●応募要件

- 市内の事業所に設置すること。
- 周辺または事業所を訪問する人から見える場所に設置すること。
- 毎年度報告書を提出すること。
- 最低3年間取り組み、その後も自主的に取り組むこと。

●応募方法 4月19日(金)までに応募用紙を環境政策課へ提出(メールでの提出も可)

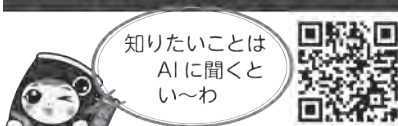
※応募用紙は環境政策課で受け取るか、市ホームページからもダウンロードできます。

●資材の配布 開始から3年間は、カーテン設置に必要な資材を配付します。

配付資材 ゴーヤ苗、プランター、土、肥料、ネット等



## AI 総合案内サービス



## 手話奉仕員養成講座受講者

犬山市役所障害者支援課  
(☎ 0568-44-0321・FAX0568-44-0364)

聴覚に障がいのある人の社会参加を支援するため、手話奉仕員養成講座(入門課程)の受講者を募集します。

聴覚障がい者に対する理解を深め、地域で共に暮らし災害時などにコミュニケーションができるよう手話を学び交流しましょう。

●とき 5月8日(水)から9月25日(水)の毎週水曜日(8月14日を除く全20回)、午前9時50分～11時50分

※基礎課程(全20回)は令和7年度に開講予定

●ところ 犬山市民交流センター「フロイデ」205(無料Wi-Fi有)(犬山市松本町4丁目21番地)

●講師 尾北地区聴覚障害者福祉協会会員

●対象 岩倉市、犬山市、江南市、大口町、扶桑町在住・在勤で初めて手話を学ぶ人

※動画サイトに登録して、Wi-Fi環境の中で動画視聴が可能な人

●募集人数 25人(先着順)

●費用 6,050円(テキスト代、講義編テキスト代、動画サイト1年間利用料)

●申し込み 4月1日(月)から15日(月)までに上記連絡先へ申し込みください(電話可)。



## 都市計画審議会委員

都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814、メール toshiseibi@city.iwakura.lg.jp)

都市計画に関することや、まちづくりに関する基本的かつ重要な事項について審議するため、都市計画審議会を設置しています。このたび、任期満了に伴い委員を公募します。

●会議 年1～2回程度(平日昼間を予定)

●任期 2年(令和6年6月～令和8年5月)

●募集人数 1人

●応募資格 市内在住の人

●応募方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、メール、または都市整備課窓口へ提出してください。応募用紙は、市ホームページからダウンロードできるほか、都市整備課窓口で配布しています。

●応募期限 4月12日(金)(必着)

●選考結果 後日、応募者全員に書面でお知らせします。

## 要約筆記入門講座受講者

岩倉市社会福祉協議会  
(☎ 37-3135)

●とき 5月20日(月)～7月1日(月)毎週月曜日、午前9時30分～正午

●ところ ふれあいセンター3階視聴覚室兼研修室A

●対象 市内在住または在勤の人

●募集人数 10人

●費用 無料

●申し込み 5月13日(月)までに上記連絡先へ申し込みください(電話可)。

## 若年がん患者の在宅療養費用を補助します

健康課保健予防グループ（保健センター内☎ 37-3511）

若年がん患者が住み慣れた自宅で自分らしく療養生活が送れるよう、在宅サービスにかかる費用の一部を補助します。

## ●補助の対象者 次の要件全てに該当する人

- (1) 市内に住所を有する 40 歳未満の人
- (2) がん患者（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された人）
- (3) 在宅生活の支援及び介護が必要な人

●補助内容 訪問介護や訪問入浴介護などの在宅サービス利用料、福祉用具の貸与や購入にかかる費用のうち、9割相当額（1カ月上限5万4千円）

## ●利用の流れ

①交付申請 サービスを利用する前に、保健センターに次の書類を提出してください。

- ・岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付申請書
- ・医師の意見書（作成料は自己負担）

②交付決定 市から決定通知を送付します。

③サービスの利用 サービス提供事業者と契約を行い、利用を開始してください。

④サービス利用料の支払い サービス提供事業者へ一旦全額お支払いください。

※領収書と利用したサービス内容のわかる書類（明細書）を必ず受け取ってください。

⑤補助金の請求 サービスを利用した月の翌月末までに次の書類を保健センターに提出してください。

- ・岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付請求書
- ・領収書と明細書（明細書は、氏名、サービスの内容、利用日、利用金額が記載されたもの）

⑥補助金の振込 市から指定の口座に補助金を振り込みます。

※提出書類は市ホームページからダウンロードできます。



## お知らせ

## 法務局から相続に関する重要なお知らせ

名古屋法務局一宮支局  
☎ 0586-71-0600

令和6年4月1日から、不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されます。令和6年4月1日以前の相続でも、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。

登記の手続方法は、法務局のホームページをご覧ください。



## がん患者医療用補整具（アピアランスケア用品）の購入費を補助します

健康課保健予防グループ（保健センター内☎ 37-3511）

がん患者の精神的・経済的負担を軽減するとともに療養生活の質の向上を図り、就労継続など社会参加を応援するため、ウィッグ・乳房補整具の購入費の一部を補助します。

## ●補助の対象者 次の要件全てに該当する人

- (1) 申請時に岩倉市に住民登録している人
- (2) がんと診断され、その治療を受けた人、または、治療している人
- (3) がん治療による脱毛、または、乳房が変形したことに伴い補整具を購入した人
- (4) 過去に同じ対象品で補助を受けていない人

## ●補助の対象となる補整具

- ・ウィッグ（頭皮保護用ネットを含む）
- ・乳房補整具（補整下着（パットを含む）または、人工乳房（乳房再建手術等によって、体内に埋め込まれたものを除く））

●補助金額 購入費用の2分の1の額で上限2万円（千円未満切り捨て）

●補助の回数 ウィッグ、乳房補整具をそれぞれ1人1回

●申請の期限 購入した日の翌日から1年以内

※1年以上経過したものは受け付けできません。

詳しくは市ホームページ、または、保健センターに問い合わせください。





## お知らせ

### 年金出張相談（予約制）

市民窓口課国保年金グループ  
(☎ 38-5833)

一宮年金事務所職員に年金全般の相談ができます（共済年金を除く）。

相談には、予約が必要です。

●相談日 5月15日(水)、7月3日(水)、9月4日(水)、11月6日(水)、令和7年1月15日(水)、3月5日(水)

●時間 午前10時～正午、午後1時～3時（相談時間は20分）

●ところ 市役所1階市民相談室  
※場所は変更になる場合があります。

●対象者 市内在住の人

●予約方法 相談日の1カ月前から前週の金曜日までに市民窓口課に予約してください（電話可）。

5月15日(水)の予約開始は、4月15日(月)からです。

●持ち物 本人確認書類、基礎年金番号がわかる書類など  
※代理人が相談する場合は、委任状も必要です。

●主な相談内容 年金加入記録、年金見込額、年金の請求方法、請求手続きなど

年金請求手続きの場合は、あらかじめ一宮年金事務所（☎ 0586-45-1418）に必要なものを問い合わせください。

### 4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

福祉課社会福祉グループ (☎ 38-5830)

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されません。

国では、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を、「若年層の性暴力被害予防月間」としています。

AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグの問題、酔わせて性的行為を強要、SNSを利用した性被害、セクシャルハラスメント、痴漢等、若年層のさまざまな性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行うほか、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を行います。

### 「緑の募金」にご協力をお願いします

都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づいて行われています。集められた募金は、学校・公園等への植樹、緑化木・草花の配布、みどりの少年団の育成、樹木診断等、身近な緑化の推進や森林整備に関する事業費に充てられます。

愛知県では、春の緑の募金期間として4月1日(月)から5月31日(金)まで「緑の募金」キャンペーン活動を行います。

また、募金期間は愛知県春の緑化強調期間とも重なり、県植樹祭をはじめとしてさまざまな緑化運動が行われます。

緑をふやし、緑をまもり、緑をひろげる活動に、ぜひ協力をお願いします。

●募金箱設置場所 市役所（1階総合案内、4階都市整備課窓口）、アデリア総合体育文化センター、図書館、生涯学習センター、アピタパワー岩倉店

●実施主体 公益社団法人愛知県緑化推進委員会

### 防火管理講習

消防本部総務課予防グループ (☎ 37-5333)

一定以上の人を収容する建築物等において、資格を有する者のうちから防火管理者を選任し消防本部へ届出なければなりません。

また年度が変わり、人事異動や役職者の変更等により防火管理者の資格を有する者が不在となる建築物等については、改めて防火管理者を選任し、届け出る必要があります。

### ●防火管理講習会

市では、一般財団法人日本防火・防災協会へ依頼し、防火管理講習会を開催しています。毎月各地で講習を開催しており、どこで受講しても必要な資格を取得することができます。


※講習日程、講習会場、申込方法、受講料等、詳しくは一般財団法人日本防火・防災協会ホームページで確認できます。



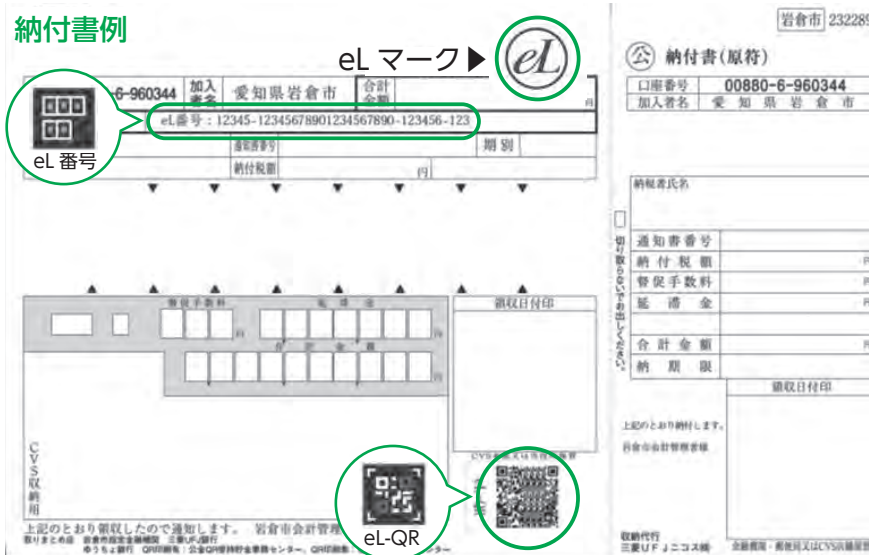
## お知らせ

### 固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割には 便利なキャッシュレス納税をご利用ください





税務課収納グループ (☎ 38-5806)

納付書に  (eL マーク) があれば、二次元コード (eL-QR) を読み込むことで簡単に納付ができます。

#### 納付書例



納付書(原符) 岩倉市 232289  
 口座番号 00880-6-960344  
 加入者名 愛知県岩倉市  
 eL番号: 12345-12345678901234567890-123456-123  
 納付税額 円  
 延滞金 円  
 合計金額 円  
 納期限  
 納期日付印  
 上記のとおり納付します。  
 岩倉市会計課  
 収納代行 三菱UFJニコス 金融機関 愛知県又はCYSR協賛店

お支払い場所	使用するもの
地方税お支払いサイト ※クレジットカード払い、インターネットバンキングが利用可能です。	 
金融機関窓口	
スマホ決済アプリ等 ※決済アプリを開いてeL-QRを読み込んでください	

※支払方法によっては手数料がかかる場合があります。また、アクセスに係る通信料の負担が必要です。

※詳しくは地方税お支払いサイトをご覧ください。



### 休日納付窓口の日時

税務課収納グループ (☎ 38-5806)

令和6年度の休日納付窓口は年4回実施します。それ以外の月については、事前に電話等で来庁の予約をお願いします。

- ところ 市役所2階税務課 (エスカレーターで上がってください)
- とき 5月19日(日)、8月18日(日)、11月17日(日)、令和7年2月16日(日)

いずれも午前8時30分～正午

**【納付忘れのない口座振替をおすすめします】**

納期限を過ぎて市税を納付した場合、延滞金が発生することがあります。申込はがき等で申し込みができますので、詳しくは問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

### ふれ愛タクシーを 運行しています

協働安全課市民協働グループ  
(☎ 38-5803)

高齢者や障がい者、子育て世代等の外出支援として、「ふれ愛タクシー」を運行しています。利用には事前登録が必要です。

●対象者 ①満65歳以上の高齢者、②障がい者、③妊産婦(母子健康手帳取得日から出産予定日3か月後まで)、④小学校就学前児童(保護者の同乗必須)、⑤運転免許証返納者、⑥その他市長が特に必要と認める人

●運行日・運行時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後6時

●運行区域 市内全域

●乗降場所 岩倉駅周辺を除く市内全域。ただし、出発地か目的地が自宅であること。

●予約 事前予約が必要です。

●利用料金

タクシー運賃に応じて3段階制

タクシー運賃 (迎車料金等を含む)	利用料金
1,500円未満	400円
1,500円以上 3,000円未満	800円
3,000円以上	1,600円

※タクシー事業者の配車状況や天候等により、希望に添えない場合があります。



# お知らせ

## 岩倉市農業振興事業助成制度

商工農政課農政グループ (☎ 38-5812)

農業者等の皆さんが市内で取り組む高性能な農業機械・施設の導入や、消費者との交流イベント等の事業に対して助成を行っています。活用が考えられる事業がありましたら、相談ください。

- **助成対象事業・金額** 認定農業者・農業活動団体等が令和6年度中に行う下表の事業を対象とします。  
なお、審査会で審査のうえ、助成の決定を行います。
- **申請方法** 4月1日(月)から19日(金)までに所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、商工農政課へ提出してください(応募用紙は商工農政課で受け取るか、市ホームページからダウンロードすることもできます)。

事業区分	助成事業	助成金額
農作物等振興事業	ブランド野菜等の振興や地産地消の推進など、農作物の消費拡大や振興に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、個人5万円、団体30万円を上限とする。
農業経営等支援事業	オペレータの育成や新規就農者の育成、農業機械の整備など、地域農業者の経営の安定に寄与するものであること。 ただし、オペレータとして愛知北農業協同組合の委託を受ける者または認定農業者等の認定者もしくは認定を受けようとする者であること。	事業費の3分の1以内 ただし、100万円を上限とする。
遊休農地等活用推進事業	農業体験農園やふれあい農園等の整備など、遊休農地の活用に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、1,000円/10㎡を上限とする。
都市景観農業振興事業	景観作物の栽培など、都市景観農業の向上に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、個人5万円、団体30万円を上限とする。
交流事業	農業者と消費者との交流や、農業振興に資するイベントなど、農業に対する理解促進に寄与するものであること。	事業費の3分の1以内 ただし、団体のみで、50万円を上限とする。
その他の事業	その他、農業振興に寄与するもので、審査会の意見等に基づき、市長が特に必要と認める事業	事業費の2分の1以内 ただし、30万円を上限とする。

## 岩倉市ごみ分別アプリをご利用ください

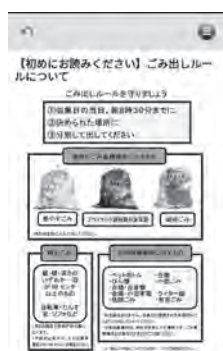
清掃事務所 (☎ 66-5912) または環境政策課廃棄物グループ (☎ 38-5808)

スマートフォン対応のごみ分別アプリを配信しています。ぜひ活用ください。



### 【収集日カレンダー】

お住まいを設定することで、ごみの収集日がひと目で確認できます。収集日をアラームで通知する機能やメモを書きこめる機能も！



### 【資源とごみの分別ガイド】

分別区分ごとに確認できます。また、分別収集の場所を地図で確認できます。

ごみ出しに関するよくある質問をQ & A形式で確認できる【よくある質問】や、楽しくごみの知識を習得できる【クイズ】機能もあります。



### 【分別検索】

品目名(50音順)を入力して、どの分別区分で出せるかを検索できます。

### 【ダウンロード方法】

「さんあ〜る」で検索、または下記二次元コードにアクセスしてください。



iPhone 用



Android 用



## お知らせ

### 愛知県後期高齢者医療制度の協定保養所利用助成事業

愛知県後期高齢者医療広域連合給付課 (☎ 052-955-1205)

被保険者の皆さんの健康の保持増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用できます)。

詳しくは、上記問合せ先に電話するか、愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページを確認してください。

※開館状況については、各保養所に直接問い合わせください。

場所	協定保養所名	電話番号
江南市	すいとびあ江南	53-5555 (予約専用番号)
豊田市	豊田市百年草	0565-62-0100
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
長野県木曾郡王滝村	おんたけ休暇村 セントラル・ロッジ	0264-48-2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696

### 飼い犬には狂犬病予防注射を受けさせましょう

環境政策課さくら・川・環境グループ (☎ 38-5808)

狂犬病は、狂犬病ウイルスを保有する犬などに咬まれたり、引っ掻かれたりしてできた傷口から、ウイルスが侵入することにより神経が侵される病気で、ヒトが感染し、発症するとほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。現代の医学をもってしても有効な治療法はありません。

#### ●予防するには

感染しないようにするためには、犬にワクチンを接種させ、免疫をつけさせるしかありません。日本では、狂犬病予防法により、生後90日を過ぎた犬は「犬の登録」と「毎年1回の狂犬病予防注射」が義務付けられています。

狂犬病予防注射は、かかりつけの動物病院等で必ず受けてください。

#### ●狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防注射を受けると、獣医師から「狂犬病予防注射済証明書」が発行されます。それを持参し、市役所3階の環境政策課へお越しください。狂犬病予防注射済票を交付します(手数料550円が必要です)。狂犬病予防法では、狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着することが義務付けられています。必ず交付を受けてください。

#### ●登録事項の変更

犬が死亡した場合や、犬の所在地・飼い主など登録事項に変更があった場合は、環境政策課に届け出てください。

### 4月2日～8日は 発達障害啓発週間です

福祉課障がい福祉グループ  
(☎ 38-5809)

毎年4月2日～8日は「発達障害啓発週間」、4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。

自閉症を始めとする発達障害に対する理解と関心を深めていただき、障がいのあるなしによって分け隔てることなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現を目指し、全国各地で活動が行われます。

#### 【自閉症のパラアーティスト小島沙里香さんの作品展】

- とき 4月8日(月)～12日(金)
- ところ 市役所2階市民ギャラリー

### 教育相談(事前予約制)

岩倉市教育支援センターおおくす (☎ 38-0300)

お子さんや保護者の皆さんが抱えている「心配ごと・悩みごと」について、よりよい方向を見つけていただく手がかりになることを願い、教育相談活動を行っています。相談内容が他に漏れることはありません。相談は無料ですので、気軽に相談ください。事前に電話での予約が必要です。

- とき 毎週火曜日午後1時～4時、毎週木曜日午前9時30分～午後0時30分
- ところ 地域交流センターくすのきの家2階相談室
- 相談員 臨床心理士(教育支援センターカウンセラー)

イベント

募集

健康

お知らせ

### 通信販売に関する トラブルに注意してください

消費生活センター  
(☎ 37-7867) または  
消費者ホットライン「188」

依然として、通信販売での「定期購入」に関する相談が多く寄せられています。購入時は、定期購入になっていないかなど契約条件をしっかりと確認しましょう。

不安に思った場合やトラブルにあった場合は、一人で悩まずに消費生活センターに相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

#### 【消費生活センター】

- 開設日 月～木曜日（祝日、年末年始を除く）
- 開設時間 午前8時30分～正午（受付は午前11時30分まで）
- 場所 市役所1階
- 相談料 無料

### 自衛官募集対象者情報の 提供

行政課行政グループ  
(☎ 38-5804)

自衛隊からの依頼に応じ、令和7年4月1日までに18歳になる人の住民基本情報（氏名・住所）を提供します。情報提供を希望しない人は除外申出書を行政課に提出してください。除外申出書は市ホームページからダウンロードできるほか、行政課窓口で配付します。

- 対象者 市内在住の平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの人
- 提出期限 5月31日（金）

### 合併処理浄化槽の設置費に補助します

環境政策課廃棄物グループ (☎ 38-5808)

市では河川等の水質環境を保全するため、生活雑排水を浄化できる合併処理浄化槽の設置に対して補助をしています。

- 補助対象となる地域 尾張都市計画下水道岩倉公共下水道に係る都市計画決定区域を除く市内全域
- 補助対象条件
  - ・浄化槽法に基づく構造基準に適合するもの
  - ・生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有する10人槽以下の合併処理浄化槽
  - ・既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合
- ※住宅を新築または増改築することに伴い、合併処理浄化槽を設置する場合は補助対象となりません。
- 補助限度額
  - ・5人槽 33万2,000円
  - ・6～7人槽 41万4,000円
  - ・8～10人槽 54万8,000円
- 申し込み 申請書を環境政策課にお持ちください（申請書は環境政策課窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードすることもできます）。※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### スマートフォン決済アプリで水道料金等の支払いができます

上下水道課上水道グループ (☎ 38-5816)

市役所や金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口に出向くことなく、スマートフォン等で、納入通知書のバーコードを読み込み、水道料金および下水道使用料の支払いをすることができます。

- 注意事項
  - ・利用するには、納入通知書に記載されているスマートフォン決済サービスのアプリのダウンロードが必要です。
  - ・インターネット接続料やデータ通信料は利用者の負担となります。
  - ・領収書は発行されません。領収書が必要な人は、納入通知書に記載されている金融機関、コンビニエンスストアでお支払いください。
- ※詳しくは市ホームページを確認ください。



## お知らせ

### 「こども 110 番の家」 協力をお願い

学校教育課学校教育グループ  
(☎ 38-5818)

「こども 110 番の家」とは、「こども 110 番の家」と記載されたプレートを玄関や店先など見やすい場所に設置し、子どもたちが、何かのトラブルに巻き込まれそうになったとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして地域ぐるみで子どもの安全を守っていくボランティア活動です。

「こども 110 番の家」と記載されたプレートは、犯罪や被害への大きな抑止効果にもつながります。

●**申込方法** 学校教育課および市ホームページにある所定の申出書に記入のうえ、提出してください。現在ご協力いただいているプレートが古くなった場合などは交換します。



### 予約の多かった本

- 1位 だるまさんと  
(かがくい ひろし 作)
- 2位 ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人  
(東野 圭吾 著)
- 3位 白鳥とコウモリ  
(東野 圭吾 著)

### 幼児 2 人同乗用自転車購入費の補助

こども家庭課子育て支援グループ (☎ 38-5810)

幼児 2 人同乗用自転車 (通称、3 人乗り自転車) を購入したい子育て家庭の交通の安全確保および経済的負担の軽減を図るため、幼児 2 人同乗用自転車の購入費の一部を補助しています。

#### ●補助の対象となる人

- ・市内に住所を有し、現に居住している人
- ・購入時において小学校入学前までの子が 2 人以上いる人
- ・ご自身が養育する幼児を同乗させるために使用する人
- ・本人または同一世帯の人が、この補助金を受けていないこと。

●**補助金額** 幼児 2 人同乗用自転車購入費の 2 分の 1 (100 円未満は切り捨て、上限 2 万 5 千円)

#### ●手続き方法

- ①こども家庭課で事前に申し込みして受付票を受け取り
- ②受付票を持参のうえ、「販売登録指定店」で自転車を購入
- ③購入後、申請書 (事前申込時にお渡しします) に領収書等必要書類を添付して、こども家庭課に提出

※補助対象となる自転車には要件があります。その他、詳しくは市ホームページを確認ください。

#### 販売登録指定店

指定店名	所在地	電話
井上サイクル商会	八剣町 17 番地	☎ 37-1744
ブライトンサイクリー	下本町燈明庵 136 番地 6	☎ 37-2529
DCM21 岩倉店	八剣町長野 1 番地 1	☎ 65-5611

### 側溝ふた揚げ機を貸し出します

維持管理課維持グループ (☎ 38-5813)

側溝の清掃をしてくださる人に側溝ふた揚げ機を貸し出しています。貸し出しに関する問い合わせは、上記連絡先まで連絡ください。

一般新着図書  
★世界の冠婚葬祭事典 (川田 牧 人 松田 素一 編)  
★風に立つ (袖月 裕子 著)  
児童新着図書  
★実験で探ろう! 光のひみつ (山崎 詩郎 著)  
★しゃぼんだま (林 明子 絵 小林 実文)  
その他の新着図書については、ホームページで確認してください。ホームページから貸出中の図書の予約ができます。  
図書館からのお知らせ  
4月30日(火)は休館日です。





## 市民相談 (4月)

### 市民相談室 (☎ 38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、気軽に相談してください。

相談	とき
一般相談	月～金曜日(祝日、振替休日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
消費生活相談 (消費生活センター)	月～木曜日(祝日、振替休日を除く) 午前8時30分～正午(☎ 37-7867) ※受付時間：午前11時30分まで
法律相談	9日(火)・24日(水)午後1時～4時 ※1日(月)午前9時から当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。
若年者就職相談 ※予約優先	いちサポ(☎ 0586-55-9286) 12日(金)午前9時30分～正午 26日(金)午後1時～4時
人権相談	12日(金)午後1時～4時 ※令和6年度から偶数月のみの開催
行政相談	12日(金)午後1時～4時 ※令和6年度から偶数月のみの開催
多重債務者相談 ※予約優先	18日(木)午後1時～4時 クレサラあしたの会 (☎ 090-3252-5652)
登記相談	10日(水)午後1時～4時
不動産相談	11日(木)午後1時～4時
戦没者遺族相談 ※予約制	19日(金)午後1時～4時 ※12日(金)までに市民相談室へ申し込みください。
基幹相談 支援センター	月～金曜日(祝日、振替休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 (☎ 81-9973) 障がいに関する相談を受け付けます。

## 分別収集・古紙と古着の日 (4月)

### 分別収集

2日(火)	八剣町・井上町・神野町・石仏町
5日(金)	曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町
9日(火)	大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町
12日(金)	東新町(岩倉団地)
16日(火)	中本町・東町・中野町・鈴井町
19日(金)	下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町1区
23日(火)	泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目

### 古紙と古着の日

5日(金)	下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町1区
9日(火)	西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
13日(土)	東新町(岩倉団地)
16日(火)	八剣町・神野町・石仏町
23日(火)	中央町・川井町

### 日曜資源回収 (9:00～12:00)

7日・21日	e-ライフプラザ(清掃事務所)
14日・28日	消防署東側防災公園

## その他の相談

相談	とき	ところ	問合せ/備考
岩倉市ビジネスサポートセンター相談	毎週月・水・金曜日 午後1時～4時 (年末年始、祝日、振替休日を除く)	商工会館1階相談室 (中本町西出口31-1)	問合せ：岩倉市商工会(☎ 66-3400、FAX66-3417、メール info@iwakura.or.jp) 申し込み：電話、FAX、メール、窓口で申し込みください。 予約受付：平日午前8時30分～午後5時 対象者：市内事業者や市内で創業をお考えの人など。業種等は問いません(商工会員以外も相談可)。 相談料：無料(1回1時間 1日3枠 ※事前予約要) その他：独自の補助金メニューもあります。
成年後見制度相談 (巡回相談・予約制)	4月10日(水) 午後1時30分～4時20分	ふれあいセンター 3階福祉団体活動室 (西市町無量寺2-1)	予約・問合せ：尾張北部権利擁護支援センター(☎ 0568-74-5888) ※相談は、1組50分で、1日3組

# 4月の保健センター案内

保健センターの年間予定は市ホームページに掲載しています。



●の事業は、左の二次元コードからも申し込みができます。

## 子どもと妊婦さん



教室・相談・健康診査に参加するときには、母子健康手帳を持参してください。駐車場が少ないため、車でお越しはなるべく控えてください。

★の事業は要予約、先着順（●の事業は電子申請可）

申し込みは、前月の15日（土・日曜日、祝日等の場合は翌開庁日）から受け付けています（電話可）。問合せ先 ☎ 37-3511

会場：保健センター

内容	とき			対象	備考
	日	時間	受付		
母子健康手帳 交付 (妊娠の届出)	毎週木曜日 (祝日除く)	—	9:00 ~ 11:00	妊婦	母子健康手帳、妊婦健康診査受診票などの交付 持ち物：妊娠届出書（医療機関で発行） 妊婦自身の口座情報がわかるものの写し、身分証明書の写し（出産応援金の申請に必要となります） 交付手続きの際には、今後利用できる母子保健サービス等の説明がありますので、時間に余裕をもってお越しください。 ※都合のつかない人は電話で連絡してください。
★●プレママと 産後ママの交流会	19日(金)	10:00 ~ 11:00	9:45 ~ 10:00	妊婦と3か月までの 児を持つ産婦 (定員16人)	妊産婦同士の小グループの交流会 妊産婦のための食事についての話
★母乳相談	22日(月)	9:00 ~ 12:00	予約制	母乳育児を している人 (定員6人)	母乳相談、授乳指導、育児相談、体重測定 持ち物：母乳拭き用タオル
★●乳幼児 健康相談	8日(月)	9:00 ~ 11:00	予約制	乳幼児 (定員81人)	身体計測のみ希望する人は電子申請、育児相談がある人は電話で申し込みください。 ※相談の内容によって保健師、管理栄養士、作業療法士、歯科衛生士が対応します。
★こども 発達相談	12日(金)	9:00 ~ 11:00	予約制	乳幼児 (定員10人)	身体やことばの発達などの相談
★●これから はじめる 離乳食教室	16日(火)	10:00 ~ 11:00	9:45 ~ 10:00	4~6か月児 (定員18人)	離乳食のはじめ方の話、調理体験
★●ツインズ 交流会	9日(火)	9:30 ~ 11:00	—	双胎・多胎の妊婦等、 双児・多児の親子	情報交換、交流会 保育士による親子遊び

## 乳幼児健康診査について

4か月児健診（令和5年12月生）、1歳6か月児健診（令和4年9月生）、3歳児健診（令和3年4月生）の対象者には、個別通知をしています。転入した人や個別通知が届いていない人は、保健センターに連絡してください。

## 2歳3か月児歯科健康診査が7月から始まります

2歳児歯科健康診査と2歳6か月児歯科健康診査を2歳3か月児歯科健康診査に変更します。

7月の対象者（令和4年4月生）に6月から個別通知をします。詳細は保健センターに問い合わせください。

## ★●1歳おめでとう教室（プレゼントをお渡しします）

幼児食・育児・発達・歯の話や親子遊び、身体計測（希望者）を行います。対象者（令和5年4月生）には、個別通知をしています。転入した人や個別通知が届いていない人は、保健センターに連絡してください。

## 相談専用電話：☎ 0587-66-7300

健康や妊娠中・子育てのお悩みなど気軽に相談してください（土・日曜日、祝日を除く毎日（午前9時～正午、午後1時～4時））。

# 成人

保健センターを利用されるときは、健康手帳を持参してください。健康手帳の交付は随時行っています。

内容	と き		ところ	対象	備 考
	日	時間			
健康チェックの日	毎月第1・3水曜日 (祝日除く)	9:00 ～11:00	保健 センター	成人	内容…保健師による健康相談、血圧測定、体組成測定(体脂肪率、基礎代謝量等)、禁煙相談、体力チェック(握力測定、椅子立ち上がりテスト) ※管理栄養士・作業療法士・歯科衛生士による相談は予約が必要です。
臨床心理士による こころの健康相談	4日(木) 18日(木)	13:30 ～15:30 ◎予約制			申し込み…保健センター(電話可) 内容…臨床心理士によるこころの健康相談(相談時間は1人30分程度です)

## SNS 相談

●厚生労働省ホームページ「悩み相談」



●愛知県ホームページ「様々な悩みの相談窓口」



## 予防接種のお知らせ



種 類	対象者	備 考
乳幼児の予防接種	乳幼児	生後2か月頃に「予防接種予診票綴り」と「予防接種とこども健康」(冊子)を郵送します。接種時には、住所地である岩倉市発行の予防接種予診票が必要です。
日本脳炎	9歳になる人	9歳になる月に個別通知(2期)します。
	平成16年4月2日～平成19年4月1日生	積極的勧奨の差し控えにより接種できていない対象者は、20歳未満までの間に4回の不足分が接種できます。
ジフテリア・破傷風混合(DT) ワクチン第2期	平成24年4月2日～平成25年4月1日生	令和6年4月下旬に個別通知します。
ヒトパピローマウイルス(HPV) ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)	平成24年4月2日～平成25年4月1日生の女子	令和6年4月下旬に個別通知します。
	【キャッチアップ対象者】 平成9年4月2日～平成20年4月1日生の女子	積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した人(キャッチアップ対象者)は、令和7年3月末まで公費で接種することができます。
高齢者肺炎球菌予防接種(定期接種)	65歳以上66歳未満の人 ※ただし、過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある人は除く。	65歳になる月に個別通知します。
成人男性の風しん抗体検査・予防接種(定期接種)	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性(風しん罹患者、風しん予防接種歴のある人を除く)	対象者には、令和4年5月にクーポン券(有効期限:令和7年2月28日)を送付しています。令和4年5月以降に転入し前住所のクーポン未使用の人は、保健センターへ問い合わせてください。

### ●市内委託医療機関以外での接種について

かかりつけ医が市外にある等の理由で、市外で接種を希望する場合は、接種する前に申請が必要となります。接種日の2週間前までに、お子さんの予防接種に関しては母子健康手帳を、高齢者の予防接種に関しては本人確認ができるもの(運転免許証等)を持って、保健センターにお越しください。

## 救急医療電話番号案内

救急医療情報センター  
☎ 0586-72-1133  
休日急病診療所(日曜日・祝日)  
☎ 0587-66-4708  
受付 9:00～11:30、  
13:00～16:30

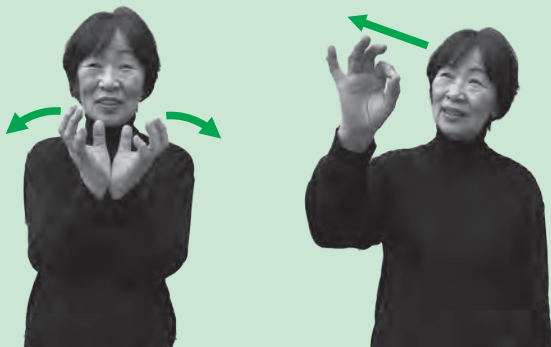
小児救急外来  
江南厚生病院内(こども救急診療室)  
☎ 0587-51-3333  
○土曜日、祝日  
受付 9:00～12:30  
13:30～16:30  
○日曜日  
受付 9:00～12:00  
13:30～16:30

愛知県小児救急電話相談  
☎ #8000  
(☎ 052-962-9900)  
○毎日 19:00～翌朝 8:00



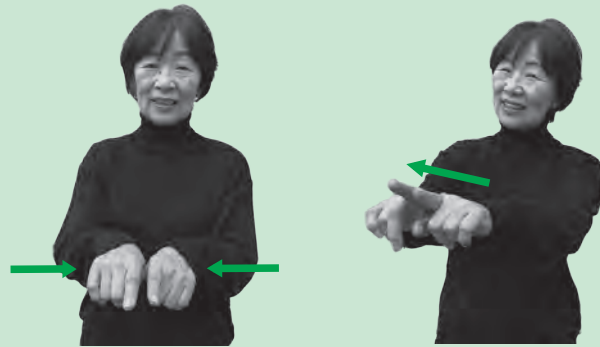
# 手話を覚えよう ～ vol.33 ～

## 花見



指先を曲げ、両手首をつけて、手首を軸にしながら指を左右に開いて花を表現します。その後、親指と人差し指で輪を作り目の高さから前へ出します。

## 一緒に行く



両手の人差し指の指先を前に向けて、左右から中央へ引き寄せ、そのまま進行方向に伸ばします。

●問合先 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809) (協力：岩倉手話サークルこいのぼり)  
(月・水・金の午後1時～5時まで手話通訳者を設置しています。気軽に声をかけてください)



★二次元コードから動画を視聴ができます。

## 頭の体操

### クロスワードパズル

キーワードをもとに、クロスワードを完成させよう！

色マスの文字を並べかえると答えができます。

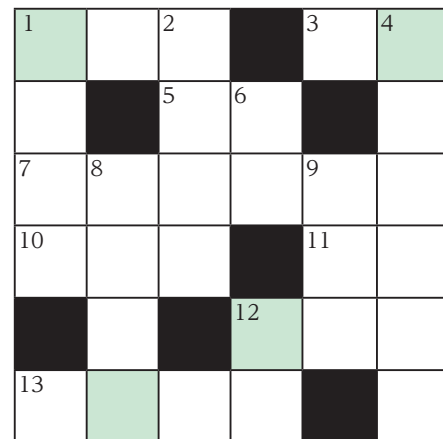
正解者の中から抽選で3人に、**のぼり屋さんのい～わくん手ぬぐい**をプレゼント!!

#### タテのキーワード

- 互いに相手の顔を見知っていること。
- 漁をして生活を立てている人
- 商品などの納品時に発行される書類のこと。
- 滋賀県にある日本最大の淡水湖 ○○湖
- 岩倉桜まつりでも楽しめます。
- 相撲で、相手のあごの下あたりに手を当てて押す技
- 牛・豚などの舌の肉

#### ヨコのキーワード

- 物差し、温度計などの長さや温度等を示すしるし
- 東京都にある新選組の土方歳三が生まれ育った場所です。○○市
- 必要な時のために、前もって用意してあるもの
- 4月29日の祝日といえば
- 物事が起ころうとしている気配や雰囲気のこと。
- ボスのこと。例：政界の○○
- 鍋などを洗うブラシの一種。主に植物性の繊維が原料です。
- 肉・野菜などをホワイトソースであえて皿に入れ、オープンで焼いた料理



3月号の答えは「ナノハナ」でした。  
(詳細は、ホームページに掲載しています)

#### 応募方法

はがきに必要事項を記入のうえ、右記あて先までお送りください。当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

右記の二次元コードからも応募を受け付けています。

※応募は1人につき1回までとさせていただきます。



- あて先 〒482-8686 岩倉市秘書人事課 秘書広報グループあて
- 必要事項 ①並べ替えた答え ②氏名(ふりがな) ③郵便番号・住所 ④電話番号 ⑤広報いわくらで取り上げてほしい人や話題 ⑥今月号の感想(任意)
- 応募期限 4月12日(金)(当日消印有効)



◀岩倉総合高校とカウパック株式会社がシャンプーなどの詰め替え用パウチをセットして、そのまま使えるホルダーを共同開発したことをうけ、市長を表敬訪問しました。

▶在名古屋トルコ共和国総領事ダムラ・ギュミュシュカヤさんが着任の挨拶に、市長を表敬訪問しました。



◀株式会社ジーアイビーとの災害時等における防災資機材等の提供に関する協定書の調印式が行われました。

▶文部科学省から社会教育功勞者表彰を受けた鈴木貞子さんが市長に受賞を報告しました。  
長年にわたる社会教育への貢献等が評価されたものです。



健康いわくら 21 ~プラス 1 品、野菜料理の提案~

★岩倉市食の健康づくり推進員が作成した「野菜別！おいしい料理レシピ集」を保健センターで配布しています。



## 簡単！！美味しい野菜レシピ（キャベツ編）

健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎37-3511）



### キャベツとちくわの煮物

材料 2人分

キャベツ	1/8 玉 (150g)
ちくわ	2本
油	大さじ 1/2
顆粒和風だし	大さじ 1/2
水	150ml
しょうゆ	大さじ 1
みりん	大さじ 1

※ 1人分の野菜の分量 (75g)

<作り方>

- ① キャベツを 5cm 幅の短冊、ちくわを 1cm の斜め切りにする。
- ② 鍋に油を熱し、キャベツとちくわを炒める。
- ③ ②に顆粒和風だしと水を加え、ふたをして中火で煮る。
- ④ キャベツがしんなりしてきたら、しょうゆ、みりんを入れてさらに 10 分間煮込んだら、小鉢に盛り付ける。

…メモ…

ちくわだけでなく、さつま揚げで作っても美味しいです。





5/13

## 任命式

岩倉市少年消防クラブは、将来の火災予防を担うリーダーを育成することを目的として令和5年度に新たに結成されました。市内の小学4年生から6年生が参加し、年5回の活動を通して消防に関する知識や技術を学びました。



## 令和5年度 岩倉市少年消防クラブ活動報告

7/28

## 第1回消防士体験

救急訓練では心肺蘇生法や救急車の資器材の説明、救助訓練では煙の中から要救助者を助け出す検索救助訓練やロープ渡過訓練などを体験しました。



8/10

## 愛知県消防学校 1日体験入校

現役消防士の教育施設である愛知県消防学校において、入校中の学生が企画した規律訓練、救急訓練、放水訓練、ロープ結索などを体験しました。



11/11

## 火災予防 PR 活動

ふれ愛まつりの会場において行ったPR活動では、クラブ員が積極的に来場者に声をかけ、住宅用火災警報器の設置を呼びかけました。



3/2

## 第2回消防士体験

1年間のラストイベントで体験した火災出動訓練では、サイレンを鳴らした消防車で出動し、煙の出た建物への消火活動を体験しました。

最後に、はしご車の試乗体験をして、活動を締めくくりました。



令和6年度

## 岩倉市少年消防クラブ員 を募集します

対象 令和6年度の小学4～6年生

定員 定員30人

募集期間 4月8日(月)～21日(日)

問合せ・申込先 消防本部総務課予防グループ

電話番号 37-5333

メール shobohonbu@city.iwakura.lg.jp





広報に掲載した写真をさしあげます。

申込先 秘書人事課秘書広報グループ (☎ 38-5801)



## 自分で育てたお米の味は？

2月18日(日)、1年を通して行われた「稲づくり農業体験」の締めくくりとして、「みんなで収穫した新米でちっチャイ菜漬物といわくらTKGを楽しもう！」が希望の家で行われました。

料理研究家の桜井さちえさんを講師とし、土鍋でのご飯の炊き方を学び、ちっチャイ菜の漬物を使ったオリジナルのご飯のお供を調理し、炊きたてのご飯とともに楽しみました。参加者からは「おいしい」「おかわり！」といった声があちこちからあがりました。



## 広がるつながる仲間の輪

2月10日(土)、懐かしい仲間と再会したり、新たなコミュニティを作り、岩倉の良さを再認識してもらう機会として、「いわくらでつながる“28歳の集い”」が市役所7階で開催され、43人が参加しました。

吉本興業のお笑い芸人「インポッシブル」のお笑いステージや豪華賞品がもらえるクイズ大会など、楽しい催しに会場は大盛り上がり！

旧友との思い出話に花を咲かせるなど、同世代との交流を楽しみました。



## ゴールめざして、いくぞ！

いわくら市民健康マラソンが3月3日(日)に行われました。

気持ちのいい青空のもと、参加した人たちは仲間と話しながら走ったり、自己記録の更新を目指したり、それぞれのペースで健康マラソンを楽しみました。

ゴール後には5年ぶりとなる温かい名古屋コーチン汁の振舞いがあり、参加者はマラソンの話しながら美味しそうに味わっていました。



## 平和への祈りを音色にのせて

原子爆弾が投下された広島で奇跡的に焼け残った数台のピアノを使った被爆ピアノコンサートが2月22日(土)、岩倉北小学校スマイルアリーナで行われました。

5・6年生が参加したこのコンサートでは、代表児童の7人が被爆ピアノに平和への想いをのせて弾いたあと、合唱が行われました。

被爆ピアノが繋いできた平和への想いがしっかりと児童たちにも刻まれました。

市ホームページ内イベントアルバムでもイベントや行事の様子を紹介しています。





📷 あなたの写真を広報に 📷  
**いわふोट**

投稿募集中です

岩倉市内で撮ったあなたのイチ押し写真を  
広報に掲載してみませんか？

- 投稿方法 ①住所（町名のみ）②名前（ペンネームも可）を記入し、写真データを添付して下記アドレスまでメールでお送りいただくか、市役所5階秘書人事課窓口まで写真をご持参ください。
- メールアドレス hishojinji@city.iwakura.lg.jp
- 留意事項 ①岩倉市内で撮影した写真であること。  
②著作権・肖像権など第三者の権利を害しないこと。  
③ 広報紙に掲載されなかった写真は市ホームページに掲載する場合があります。
- 問合せ先 秘書人事課秘書広報グループ（☎38-5801）



五条川沿いに咲いていたツバキ  
(新柳町 野口さん)



岩倉市のブランド野菜「ちっチャイ菜」でブーケを  
作りました。  
(美味しくいただきました)  
(西市町 にこちゃんママさん)



雨上がりの物干し竿、太陽の光を  
浴びて眩しく輝いてる。  
(神野町 くらばあばさん)



岩倉駅前の河津桜が、まんか〜い！！  
一足先に、名鉄電車と夜桜楽しんできました。  
(泉町 吉野さん)



岩倉市街区の風景  
(西市町 いわくらの星さん)



今年も庭の梅が咲きました。  
(八剣町 きらきらにゃんこさん)